

CLAIR REPORT No.503

大韓民国における外国語人材育成について ～外国語教育制度と地方公務員の外国語人材育成～

Clair Report No.503 (August 28, 2020)

(一財)自治体国際化協会 ソウル事務所

はじめに

韓国の地方自治体を訪問するたびに、日本語が話せる韓国人職員が必ずいることに驚嘆する。プレゼンテーションも日本語で行い、視察案内も通訳者のように流暢に対応する職員に感心するしかない。もちろん日本語だけではなく、英語や中国語といった他の外国語能力が堪能な人材が、自治体の大小に関係なく各地方自治体で活躍しているのである。

日本では新しい「学習指導要領」により、2020年から導入される小学校3年生からの英語科目の履修化が話題となっているが、韓国では日本よりも10年以上も早く必須教科として小学校3年生からの英語科目が教育カリキュラムに組み込まれている。さらに、中学校からは「第2外国語」の授業も行われているほか、小中学生の時から海外諸国へ留学する「早期留学」が広く行われ、それが社会問題になるくらい、幼い頃から外国語が身近なものとなっている。

このように韓国において早期からの外国語教育が重要視される背景には、1990年代以降の政府による世界化に向けた国家政策としての国をあげた外国語教育が影響している。また、昔からの国民の過激なまでの「教育熱」は冷めやらず、良い大学への進学、良い会社への就職を目指し、勉学に励む学生たちにとって、社会で生き残るために必要不可欠な能力として高い外国語能力が求められていることも、大きな影響を与えている。

一方、地方自治体においても、公務員の外国語教育が盛んに行われている。地方公務員の教育については、「地方公務員教育訓練法」により明確に定められているが、教育訓練内容については、地方自治体の裁量に委ねられている部分が多い。そのため、地方自治体ごとに政策の目標や所属公務員のニーズに即した教育カリキュラムが導入されている。近年どの地方自治体においても、国際化を目指した政策を進める中、国際化に対応できる人材の育成に重きを置いており、日本の地方自治体では考えられないほど、公務員の教育訓練内容も外国語に関する内容が充実している。

本稿では、このように外国語教育に重きを置いている韓国における外国語教育制度や、地方公務員への外国語教育について、外国語能力が求められる背景などにも着目しつつ、解説する。また、実際に地方自治体において実施されている外国語教育事例についても紹介することで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、従来以上に外国語能力が求められる日本の地方自治体において、国際人材の育成や地方公務員の外国語教育の充実に関し、本稿が役立てれば幸甚である。

(一財) 自治体国際化協会 ソウル事務所長

大韓民国における外国語人材育成について
～外国語教育制度と地方公務員の外国語人材育成～

【目次】

| | |
|-------------------------------------|----|
| 概要 | 5 |
| 第1章 韓国の外国語教育制度と現状 | 6 |
| 第1節 韓国における外国語教育制度 | 6 |
| 1 韓国教育制度の概要 | 6 |
| (1) 学校教育制度 | 6 |
| (2) 教育課程 | 6 |
| (3) 中学校・高等学校「学力平準化政策」 | 6 |
| 2 韓国の外国語教育カリキュラム | 7 |
| (1) 英語教育 | 7 |
| (2) 第2外国語教育 | 8 |
| 第2節 外国語高校、国際高校 | 9 |
| 1 外国語高校、国際高校の概要と設置状況 | 9 |
| 2 学習カリキュラム | 10 |
| (1) 外国語高校 | 10 |
| (2) 国際高校 | 12 |
| 3 外国語高校、国際高校制度の廃止 | 13 |
| 第3節 学校以外の外国語教育 | 14 |
| 1 海外留学 | 14 |
| 2 英語村 | 17 |
| (1) 英語村の概要 | 17 |
| (2) 英語村の衰退 | 17 |
| ア 英語村の廃止・機能転換 | 17 |
| イ 衰退の背景 | 18 |
| 3 外国語学院・英語幼稚園 | 20 |
| 第4節 韓国における外国語教育重視の背景 | 20 |
| 1 国家政策としての位置づけーグローバル人材の育成ー | 20 |
| 2 大学進学・就職活動ー社会的地位の指標・就職スペックとしての外国語ー | 21 |
| (1) 大学進学・卒業 | 21 |
| (2) 就職活動 | 22 |
| トピックス：初等学校における早期英語教育ー放課後学校ー | 24 |

| | |
|---|----|
| 第2章 地方自治体における外国語人材任用と外国語教育制度 | 25 |
| 第1節 地方自治体における外国語人材任用 | 25 |
| 1 新規任用 | 25 |
| (1) 一般職の地方公務員の採用 | 25 |
| (2) 「経歴競争任用試験」による任期制職員の採用 | 25 |
| 2 昇進任用における外国語加算点 | 27 |
| 第2節 地方公務員教育訓練制度と教育訓練機関 | 27 |
| 1 地方公務員の教育訓練制度 | 27 |
| 2 地方公務員の教育訓練機関 | 28 |
| 3 地方自治人材開発院における外国語教育 | 30 |
| (1) 集合教育 | 30 |
| (2) サイバー教育 | 30 |
| 第3章 地方公務員の外国語教育優良事例 | 31 |
| 第1節 ソウル特別市の事例 | 31 |
| 1 職場外国語講座 | 31 |
| 2 電話外国語学習コース | 34 |
| 第2節 濟州特別自治道の事例 | 34 |
| 1 集合教育 | 34 |
| (1) グローバルリーダー養成コース | 35 |
| (2) 短期コース | 35 |
| (3) 職場教育コース | 35 |
| ア 「外国語出張（探して行く外国語学びの場）」コース | 36 |
| イ 「公務員電話外国語」コース | 36 |
| 2 サイバー教育 | 37 |
| 第3節 外国語能力の評価－地方公務員外国語能力評価大会－ | 39 |
| おわりに | 41 |
| 関係法令 | 42 |
| 参考文献 | 52 |

概要

第1章

日本の学習指導要領にあたる「教育課程」に規定される外国語教育内容や、外国語人材、国際人材の育成に特化した学校として導入された外国語高校・国際高校の学習カリキュラムなど、韓国の学校教育制度から韓国における外国語教育について紹介する。また、学校教育以外での外国語教育について、社会現象となった早期外国留学や世界的に有名な「英語村」の取組などを紹介し、最後にこれほどまでに韓国において外国語能力が求められている背景について、国家的側面と国民的側面の2方面から見た韓国の実情を踏まえながら論述する。

第2章

韓国の地方自治体において外国語が堪能な公務員が多い背景として、「地方自治法」、「地方公務員任用令」等に基づく地方自治体における外国語人材に関する任用制度と、「地方公務員訓練法」等に基づく地方公務員教育制度における外国語教育の2つに焦点を当て、法令や制度面から論述し、地方自治体・地方公務員双方において外国語が重要視されている状況について紹介する。

第3章

最後に、韓国地方自治体における職員への外国語教育の優良事例として、ソウル特別市と国際自由都市に指定されている済州特別自治道の2つの自治体で実施されている教育カリキュラムを紹介するとともに、全国的な取組として、日本の全国知事会に相当する大韓民国市道知事協議会（GAOK）による「地方公務員外国語能力評価大会」について紹介する。地方自治体の事例から、韓国の地方公務員がどのような外国語教育を受けているのか、また韓国の地方自治体がどのような目的で外国語人材育成に取り組んでいるのかについて解明していく。

第1章 韓国の外国語教育制度と現状

第1節 韓国における外国語教育制度

1 韓国教育制度の概要

(1) 学校教育制度

韓国の学校教育制度は、日本と同じく6-3-3-4制で、日本の小学校にあたる初等学校と中学校が義務教育となっている。高等学校には、一般学校、特殊目的学校、特性化学校というように、目的に応じて設立された類型がある。全体の66%を占める一般高校の入学者¹は、ソウルや釜山といった大規模都市においては、学区内の学校に主に抽選により決定される（学力平準化政策²）。その一方で、芸術高校、体育高校、科学高校、外国語学校、国際高校（第2節で詳述）といった特殊目的高校には入学者選抜のための試験があり、高い競争率の中で入学者が決定する。高等教育機関には、大学、教育大学、放送通信大学等の類型があり、日本の短期大学に相当する2～3年制の専門大学もある。

(2) 教育課程

日本における「学習指導要領」と同様に、韓国では「初・中等教育法」に基づく初等学校から高等学校までを対象とした全国的な教育基準が「教育課程(教育部告示)³」として定められている。1955年の第1次教育課程の制定以降、7次にわたって改定⁴を行い、現在は第7次教育課程（1997年公布、最新改定2015年）によって、教育が行われている。教育部長官は、「教育課程」によって教育の基準と内容に関する基本的な事項を定め、学校はそれによって教育を行うことになるが、広域自治団体ごとに置かれる教育監（教育に関する公選の執行機関、首長の権限から独立）が、教育部長官が定めた教育課程の範囲で地域の実情に合った基準と内容を定めることができるとされ、一定の自主性が認められている。

(3) 中学校・高等学校「学力平準化政策」⁵

韓国と日本の教育制度で大きく異なる点は、先述のとおりソウル等の大規模都市の

¹ 韓国教育開発院「教育統計年報」（2019年）。高等学校総数2,356校、一般校1,555校。

² 原語は「平準化政策」であるが、意味の理解上、「学力」を補って表記する（以下、同様）。

³ 初・中等教育法

第23条（教育課程など）①学校は教育課程を運用しなければならない。

②教育部長官は、第1項の規定による教育課程の基準と内容に関する基本的な事項を定め、教育監は教育部長官が定めた教育課程の範囲で地域の実情に合った基準と内容を定めることができる。

③学校の教科（教科）は、大統領令で定める。

⁴ 韓国の教育課程の特徴は、日本の学習指導要領と比べて改訂のサイクルが短く、7～10年サイクルで全面改訂が行われてきた。しかし、第7次教育課程以降は、加速する時代の変化に合わせて適宜内容を革新していくため、第7次教育課程を基礎とし、補完・修正を加えていく「随時改訂体制」が導入されている。

⁵ 参考文献：松本麻人「韓国における中等教育「平準化」政策の動揺」（国立教育研究所紀要第145集、2016）、金志英「韓国の高校平準化政策との関連から見る高校多様化」（東京大学大学院教育研究科紀要49、2009）

一部では、一般的な高校への入学選抜試験がない点である。韓国では、朝鮮戦争以降の急激な進学率の上昇、それに伴う教育熱の過熱から、中学校、高校の序列化や受験競争の激化、家計に占める塾などの私教育費の増加が大きな社会問題となっていた⁶。このような事態に対応するため、1970年前後に中学校と高校において、「入学試験の撤廃、入学者の抽選制」を内容とする「学力平準化政策」という制度が導入された（中学校は1969年、高等学校は1974年から導入）。

しかし一方で、学力の「低いレベルでの平準化」につながるのではないかと指摘されたこともあり、学力平準化政策の補完としての「卓越性」教育や、生徒の資質・能力に合った教育の提供など、教育の多様化も同時に進められた。その一環として、科学高校や外国語高校などの特殊目的高校が順次導入され、学生に水準の高い教育を提供してきた。すなわち、韓国では外国語高校や国際高校は単に外国語や国際関係に関する専門的な知識を教育する機関であるだけでなく、水準の高い学生が通う教育機関とされてきたのである。

2 韓国の外国語教育カリキュラム

(1) 英語教育

韓国では、1954年に制定された第1次教育課程において、中学校及び高等学校における英語教育が始まった⁷。また、初等学校の英語教育は、1981年の4学年以上を対象にした「特別活動の英語」を始まりとする⁸。

1990年代になると、グローバル化⁹を見据えた教育改革が本格的に模索されるようになっていった。1993年に金泳三大統領による文民政権が誕生し、1995年1月の世界貿易機構（WTO）への加盟をきっかけに、「世界化」をキーワードに様々な改革が推し進められ、「世界化」のためのグローバル化に対応できる人材の育成が必要とされた。この改革を進めるため、1995年5月31日に発表されたのが、大統領諮問教育改革委員会報告書「世界化・情報化時代を主導する新教育体制樹立のための教育改革方案」であり、同案は「5・31教育改革方案」と呼ばれ、教育改革の発端とされる¹⁰。

同年11月には、第6次教育課程の部分改訂により、初等学校での英語教育の教科化が決定され、3学年から6学年の必須科目として週2時間の英語教育が導入された（1997年3月実施）。この改訂により、各学校ではシラバスを中心として、英語の「コ

⁶ 韓国政府は、教育機会の均等、私教育費の割合を減らすため、塾や家庭教師等の課外教育への規制を実施（1981年課外教育に対する規制）している。

⁷ 高等学校においては、外国語科目は英語、フランス語、ドイツ語、中国語の4つの言語から選ぶ選択科目であった。

⁸ 参考文献：趙卿我「韓国における英語教育の新たな取り組み—その現状と課題—」（京都大学「教育方法の探索」、2011）

⁹ 1990年代の主な動き：1996年OECD加盟、1997年通貨危機（IMF）、1998年外国人投資促進法制定。

¹⁰ 参考文献：石川裕之「韓国における国家カリキュラムの革新とグローバル化」（「教育学研究」第2号、2014）

コミュニケーション能力」を養うことを主な教育目標として、英語教育が実施されている。第7次教育課程では、初等学校での英語科の授業は、3・4学年が週2時間、5・6学年が週3時間で、相対的に実践的な会話能力の育成を重視した教育内容となっている。

現行の第7次教育課程2015年改訂では、英語科に関しては、初等学校・中学校では、「聞く」と「話す」に重点を置き、高校で「読む」、「書く」の学習を強化するなど、言語の発達段階と学生の発達レベルを考慮して意思疎通中心の教育とされた。

(2) 第2外国語教育¹¹

韓国の外国語教育制度で、日本と大きく異なる点は、中学校から第2外国語を学習することである。

韓国で、第2外国語が導入されたのは、第1次教育課程(1954年公布)からであり、当初は高等学校の外国語科目に英語のほか、フランス語、ドイツ語、中国語の3教科が置かれていた。第2次教育課程(1963年公布)で、英語と第2外国語が分離され、第2外国語にスペイン語が追加され、第2外国語は選択科目となった。更に第3次教育課程(1973年公布)で日本語が追加されるとともに、高等学校での第2外国語学習が必須科目とされた。その後の第6次教育課程(1992年公布)でロシア語、第7次教育課程(1997年公布)で、アラビア語が追加され、現行では第2外国語については7つの言語から選択し、学習ができるようになっている。

また2002年、第7次教育課程の改訂に伴い、中学校の選択科目に第2外国語(「生活外国語」)が導入される¹²とともに、大学共通の入学試験である「大学修学能力試験」に第2外国語が選択科目として導入された。

一方で、第7次教育課程の2009年改訂により、高等学校において、第2外国語は生活教養科目の一つとして位置づけられ、必須科目から外されている。

¹¹ 参考文献：イ・クムニム「第2外国語教育の問題点と発展方案」(「外国語教育研究4」、2001)、李炫姫「韓国の外国語教育政策と早期留学一親の意識から現状を探る一」(「言語政策」第4号、2008)、国際交流基金ホームページ「日本語教育国・地域別情報」

¹² 裁量授業：漢文、コンピュータ、環境、生活外国語の4科目から校長が設置科目を決めて実施。選択必須科目のような扱いとなる。

表1 韓国「教育課程」と英語・第2外国語の変遷

| 年次 | 教育課程 | 変遷内容 |
|------|---------|--|
| 1954 | 第1次公布 | 高等学校：外国語科目（英・仏・独・中） |
| 1963 | 第2次公布 | 高等学校：英語と第2外国語が分離し、第2外国語は 選択科目となる 第2外国語にスペイン語追加 |
| 1973 | 第3次公布 | 高等学校：第2外国語に日本語追加 必須科目となる |
| 1992 | 第6次公布 | 高等学校：第2外国語にロシア語追加 |
| 1995 | 第6次部分改訂 | 初等学校：英語が3～6学年の必須科目として導入 |
| 1997 | 第7次公布 | 高等学校：第2外国語にアラビア語追加 |
| 2002 | 第7次改訂 | 中学校：第2外国語（生活外国語）が選択科目に導入 大学入試：第2外国語が選択科目として導入 |
| 2009 | 第7次改訂 | 高等学校：第2外国語は必須科目から外れ、生活教養 科目の選択科目となる |

第2節 外国語高校、国際高校

1 外国語高校、国際高校の概要と設置状況

「初・中等教育法施行令」（第90条）により、特殊分野の専門的な教育を目的とする「特殊目的高校」のひとつとして、「外国語に精通した人材育成のための外国語系の高校」と国際的な専門人材養成のための国際系の高校として「外国語高校」、「国際学校」が定められている。

前節で述べたが、韓国では1974年に導入された「学力平準化政策」により、一般的な高校では入学試験が実施されない場合があるが、「外国語高校」、「国際高校」等特殊目的高校には入学試験があり、優秀な人材が入学する学校、進学校、英才教育が行われる学校として国民にイメージを持たれている¹³。

韓国では外国語高校が30校、国際高校が7校と外国語高校の設置割合が多く、外国語学校は世宗特別自治市を除く全ての広域自治体に設置されている。

¹³ 参考文献：金志英「韓国の高校平準化政策との関連から見る高校多様化」（注5参照）

表2 広域自治体（市・道）における外国語高校・国際高校設置状況（2019年時点）

| | 外国語高校数 | 国際高校数 |
|---------|--------|-------|
| ソウル特別市 | 6 | 1 |
| 釜山広域市 | 2 | 1 |
| 大邱広域市 | 1 | |
| 仁川広域市 | 2 | 1 |
| 大田広域市 | 1 | |
| 蔚山広域市 | 1 | |
| 世宗特別自治市 | | 1 |
| 京畿道 | 8 | 3 |
| 江原道 | 1 | |
| 忠清北道 | 1 | |
| 忠清南道 | 1 | |
| 全羅北道 | 1 | |
| 全羅南道 | 1 | |
| 慶尙北道 | 1 | |
| 慶尙南道 | 2 | |
| 済州特別自治道 | 1 | |
| 総計 | 30 | 7 |

〔出典：教育部・韓国教育開発院「高校入学情報ポータルサイト」¹⁴をもとに筆者作成〕

2 学習カリキュラム

（1）外国語高校

外国語に精通した人材の育成を目的に設置された特殊目的高校であり、英語、フランス語、ドイツ語、中国語、日本語、スペイン語、ロシア語、ベトナム語、アラブ語などの専攻が設置され、開設学科は学校別に異なる。入学時に専攻する外国語を選択し、専攻外国語の割合が非常に高い学習カリキュラムとなる。1年生は普通教科の共通科目を中心に学び、2・3年生では普通教科の選択科目と、専攻外国語を含む2か国語で編成される専攻関連専門教科（以下、専門教科Ⅰ）の外国語系科目を主に勉強する。専門教科Ⅰは、総履修単位180単位のうち72単位以上で編成することとされ、そのうちの60%以上を専攻外国語とすることが求められるなど、外国語能力が優れた人材を養成するためのカリキュラムが組まれている。

¹⁴ 高校入学情報ポータルサイト <http://www.hischool.go.kr/>

| | |
|----------------------|---|
| 外国語高校 | |
| 目的 | 外国語に精通した人材の養成 |
| 法的根拠 | 小・中等教育法施行令第76条の3第2号 小・中等教育法施行令第90条第1項第6号 |
| 募集単位 | 広域自治体単位 |
| 一般入学選考 | 学習選考で選抜 |
| 社会統合選考 ¹⁵ | 募集定員の20%以上を選抜 |
| 教育課程 | -教科(群)の総履修単位180単位のうち普通教科85単位以上 -専攻関連の専門教科Iは72単位以上 -専門教科Iの総履修単位の60%以上を専攻外国語とし、 専攻外国語を含む2か国語で専門教科Iの科目を編成 |

[出典：教育部・韓国教育開発院「高校入学情報ポータル」サイトをもとに筆者作成]

(例) 大元外国語高等学校の授業割合 (2019年度入学生カリキュラム)¹⁶

| 教科分野 | | 教科 | 履修単位 | 必須単位 |
|---------|----------|-------------|------------|------|
| 普通教科 | 基礎 | 国語 | 18 | 10 |
| | | 数学 | 18 | 10 |
| | | 英語 | 10 | 10 |
| | | 韓国史 | 6 | 6 |
| | 探求 | 社会(歴史/道徳含む) | 14 | 10 |
| | | 科学 | 14 | 12 |
| | 体育 芸術 | 体育 | 10 | 10 |
| | | 芸術 | 6 | 5 |
| | 生活・教養 | 教養 | 12 | 12 |
| | 小計 | | | 108 |
| 専門教科 I | 専攻外国語 | 44 | 72 | |
| | 第2外国語 | 28 | | |
| 小計 | | | 72 | |
| 創意的体験活動 | | | 24 | 24 |
| 総履修単位 | | | 204 | |

※外国語科目の履修単位(普通・専門教科)は82単位

¹⁵ 社会統合選考とは高校入学定員の一定割合を国民基礎生活保障受給者や次上位階層(基礎生活保障受給者の次の低所得階層)、ひとり親家庭、多文化家庭など学業に専念できない社会的弱者またはその子どもに配慮して、入学機会を提供する高校入学選考制度。

¹⁶ 大元外国語高校「2019年度教育計画」より筆者作成。

(2) 国際高校

国際高校は、国際的な人材の養成を目的に設置された特殊目的高校であり、国際的な舞台上で様々な人に会い、堂々とした韓国人として幅広い対話ができるように、知識だけでなく、人物、スポーツ、芸術活動の才能を兼ね備えた人材を養成するため、差別化された教育環境を提供している。1年生は普通教科の共通科目を中心に学び、2・3年生では普通教科の選択科目と専門教科Ⅰの国際系科目と外国語系科目を主に勉強する。専門教科Ⅰは72単位以上履修が求められるが、そのうち国際系科目を50%以上履修することが求められており、外国語高校に比べ、外国語科目の割合は低い。その代わりに、国際法・文化・政治・経済など国際的な専門知識を扱う授業が多く、これらの知識の習得が充実するカリキュラムを運営している。

| | |
|--------|--|
| 国際高校 | |
| 目的 | 国際専門人材の養成 |
| 法的根拠 | 小中等教育法施行令第76条の3第2号 小中等教育法施行令第90条第1項第6号 |
| 募集単位 | 広域自治体単位 |
| 一般入学選考 | 学習選考で選抜 |
| 社会統合選考 | 募集定員の20%以上を選抜 |
| 教育課程 | -教科(群)の総履修単位180単位のうち普通教科85単位以上編成 -専門教科Ⅰの国際系科目と外国語系科目を72単位以上履修 -専門教科Ⅰは国際系科目を50%以上編成 |

[出典：教育部・韓国教育開発院「高校入学情報ポータルサイト」をもとに筆者作成]

(例) ソウル国際高校の授業の割合 (2019 年度入学生カリキュラム) ¹⁷

| 教科分野 | 教科 | 履修単位 | | | 必須単位 | |
|----------|-----------|-----------------|----|----|------|-----|
| | | 学校指定 | 選択 | 合計 | | |
| 普通 教科 | 基礎 | 国語 | 13 | 4 | 17 | 10 |
| | | 数学 | 18 | | 18 | 10 |
| | | 英語 | 6 | 6 | 12 | 10 |
| | | 韓国史 | 6 | | 6 | 6 |
| | 探求 | 社会 (歴史/道徳含む) | 10 | | 10 | 10 |
| | | 科学 | 8 | 6 | 14 | 12 |
| | 体育芸術 | 体育 | 10 | | 10 | 10 |
| | | 芸術 | 6 | | 6 | 5 |
| | 生活・教 養 | 教養 | 5 | 7 | 12 | 12 |
| | 小計 | | | | | 105 |
| 専門教科 I | 国際 | 11 | 24 | 35 | 72 | |
| | 外国語 | 5 | 21 | 26 | | |
| | 外国語経済 | | 3 | 3 | | |
| | 数学 | | 9 | 9 | | |
| | 科学 | 2 | | 2 | | |
| 小計 | | | | | 75 | |
| 創意的体験活動 | | | | | 24 | 24 |
| 総履修単位 | | | | | 204 | |

※生活・教養分野の選択に第2外国語（7単位）が含まれる。

※外国語科目の履修単位（普通・専門教科）は45単位。

3 外国語高校、国際高校制度の廃止

2019年、教育部は、高等学校における、入試の公平の確保、一般高校の教育能力強化と高校序列化の解消を目的に「初・中等教育法施行令」を改正し、外国語高校、国際高校などの設立根拠を削除して、2025年から一般高校に転換すると発表した。

2025年以降、既存の外国語高校は、学校の名称をそのまま使いながら特性化され、外国語教育課程はそのまま運営することができるが、学生の選抜試験がなくなり、一般高校と同様、2020年・2021年から段階的に無償教育が実施される。

¹⁷ ソウル国際高校「2019年度教育計画」より筆者作成。

このような政策の背景には、ある程度エリート教育を許容しても、経済競争力を涵養したい考え方と、高等教育の一本化と無償化を通じた平等性を貫徹したいというふたつの理念の違いがあり、その折り合いの付け方に関する模索が今後も続くと思われる。

第3節 学校以外の外国語教育

1 海外留学¹⁸

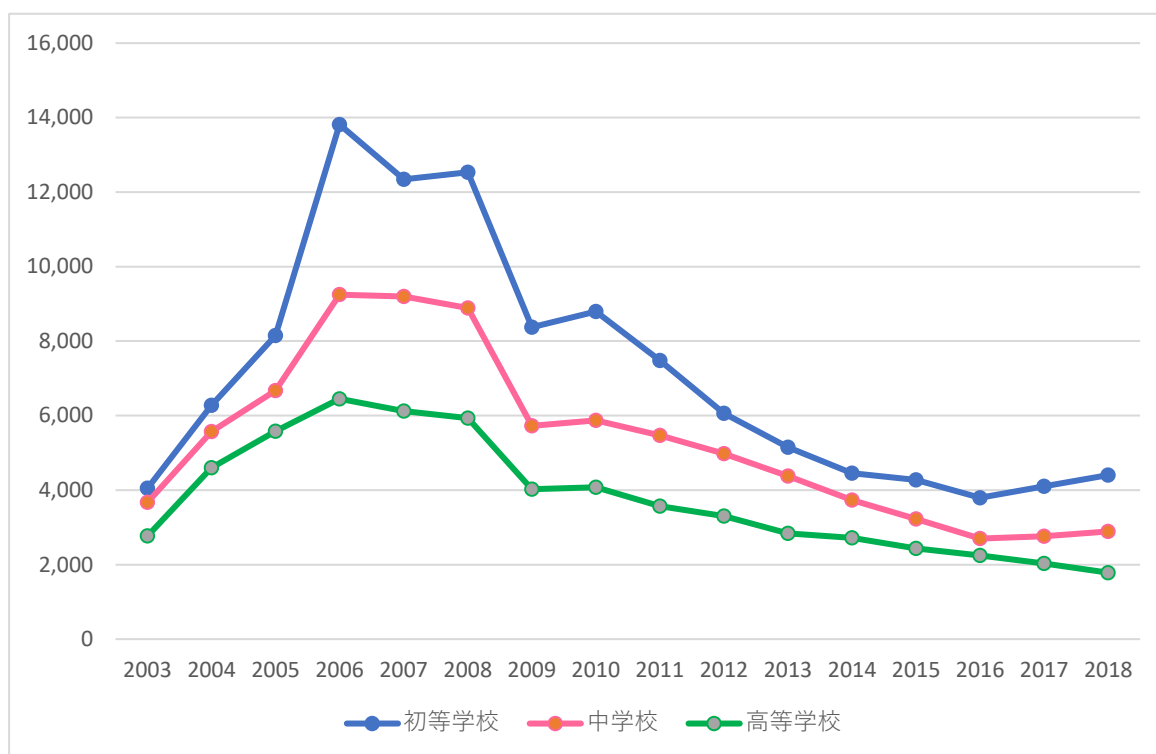
韓国では、英語をはじめ外国語に対する教育熱が非常に強く、小中学生の時から海外諸国へ留学する「早期留学」が広く行われている。そのため、IMF 救済金融危機から脱した 2000 年代初めごろから、英語圏を中心とした海外に母親と子どもを滞在させ、父親は 1 人韓国に残り、収入の 7～8 割以上を子どもの留学費用として送金しながら暮らす非同居家族の形態が増加し、その父親は「キロギアッパ（雁パパ）」と呼ばれ、社会問題のひとつとされた。この傾向は 2006～2007 年に頂点に達し、2006 年の 1 年間だけでも 2 万 9,511 人の小中高生が外国留学へと向かうこととなった。その後、2008 年の世界金融危機を経て数は減少傾向をたどり 2016・2017 年は 9,000 人弱程度で推移している¹⁹。

¹⁸ 参考文献：李炫姪「韓国の外国語教育政策と早期留学一親の意識から現状を探る一」（注 11 参照）

¹⁹ 参考 WEB ニュース：2019.9.4 ハンギョレ新聞 <http://japan.hani.co.kr/arti/politics/34271.html>

図1 留学生数の推移（初等学校・中学校・高等学校）

〔単位：人〕



| | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 初等学校 | 4,052 | 6,276 | 8,148 | 13,814 | 12,341 | 12,531 | 8,369 | 8,794 |
| 中学校 | 3,674 | 5,568 | 6,670 | 9,246 | 9,201 | 8,888 | 5,723 | 5,870 |
| 高等学校 | 2,772 | 4,602 | 5,582 | 6,451 | 6,126 | 5,930 | 4,026 | 4,077 |
| 小計 | 10,498 | 16,446 | 20,400 | 29,511 | 27,668 | 27,349 | 18,118 | 18,741 |
| | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
| 初等学校 | 7,477 | 6,061 | 5,154 | 4,455 | 4,271 | 3,796 | 4,103 | 4,399 |
| 中学校 | 5,468 | 4,977 | 4,377 | 3,729 | 3,226 | 2,700 | 2,761 | 2,893 |
| 高等学校 | 3,570 | 3,302 | 2,843 | 2,723 | 2,432 | 2,247 | 2,028 | 1,785 |
| 小計 | 16,515 | 14,340 | 12,374 | 10,907 | 9,929 | 8,743 | 8,892 | 9,077 |

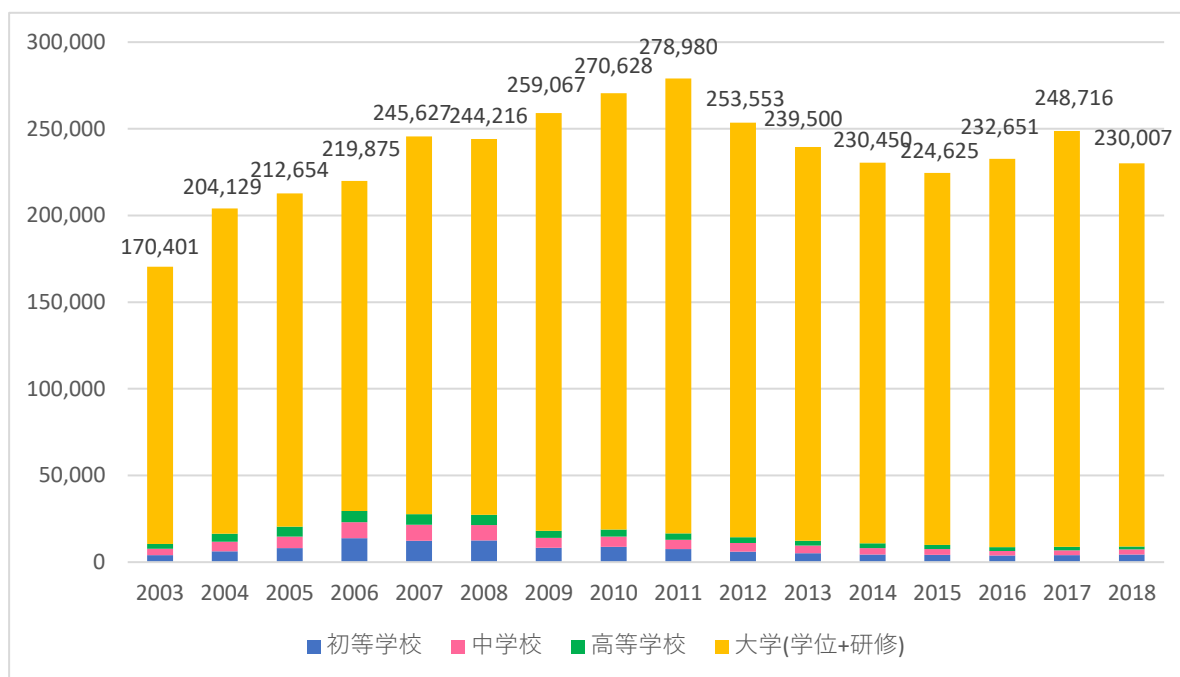
〔出典：韓国教育開発院「教育統計年報」〕

一方で、世界金融危機後は、早期留学に出た後に国内の大学に戻ってくるリターン（帰国学生）が増える傾向が生じた。従来は早期留学からそのまま海外の大学に進学・就職するケースが多かったが、韓国から国外へ留学する者が急増したため、国内外で留学経験者の競争率が上がったためとみられる。そのため、韓国国内に帰国して、大学を受験することを視野に入れたリターンになることを狙う傾向が拡大したとされる。加えて、帰国学生に対して設けられた在外学生枠が当初比較的倍率が低く、その枠を狙う動きもあったとされる。ただし、リターンのその後の進路については評価が分かれる。国際的大企業に就職した例が多くある一方で韓国語能力等の職務遂行能力

の不足が指摘されており、帰国学生専門の就職セミナーを実施する予備校も多くあるのが実態である²⁰。

現在の留学状況については、留学生数が最も多かった 2011 年の 27.8 万人をピークに、増減を繰り返しており、2018 年の海外への留学生は約 23 万人であった。大学等高等教育機関における留学生の留学先としては、アメリカ、中国が多くを占め、オーストラリア、日本という順で続いている。

図2 年度別韓国人留学生数（全体） [単位：人]



[出典：韓国教育開発院「教育統計年報」より筆者作成]

²⁰ 参考 WEB ニュース：

- 2012. 3. 17 中央日報 <https://news.joins.com/article/7644737>
- 2018. 8. 9 中央日報 <https://news.joins.com/article/22871193>
- 2012. 8. 12 毎日経済 <https://www.mk.co.kr/news/business/view/2012/08/523560/>
- 2019. 9. 4 ハンギョレ新聞 http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/908350.html

表3 主要国別韓国人留学生数（大学等の高等教育機関）

〔毎年4月1日基準、単位:人〕

| 年度 | アメリカ | 中国 | オーストラリア | 日本 | カナダ | イギリス | ドイツ | ニュージーランド | その他 | 計 |
|-------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|-------|----------|--------|---------|
| 2017 | 61,007 | 73,240 | 16,770 | 15,457 | 8,735 | 11,065 | 6,087 | 6,060 | 41,403 | 239,824 |
| 比率(%) | 25.4% | 30.5% | 7.0% | 6.4% | 3.6% | 4.6% | 2.5% | 2.5% | 17.3% | 100.0% |
| 2018 | 58,663 | 63,827 | 16,801 | 15,740 | 12,279 | 10,717 | 6,527 | 5,178 | 31,198 | 220,930 |
| 比率(%) | 26.6% | 28.9% | 7.6% | 7.1% | 5.6% | 4.9% | 3.0% | 2.3% | 14.1% | 100.0% |
| 2019 | 54,555 | 50,600 | 18,766 | 17,012 | 16,495 | 11,903 | 6,835 | 6,645 | 30,189 | 213,000 |
| 比率(%) | 25.6% | 23.8% | 8.8% | 8.0% | 7.7% | 5.6% | 3.2% | 3.1% | 14.2% | 100.0% |

〔出典：教育部「2019年度国外高等教育機関韓国人留学生統計」〕

2 英語村

(1) 英語村の概要

英語村は、早期留学の過熱を緩和させ、抑制するため、また経済的理由で海外に留学できない家庭の子どもたちのために、韓国内で留学と同じ状況を作り出し、廉価に疑似留学を体験できる機会を与えようと地方自治体により設立された英語教育施設である。英語村には、単に英語を教えるだけではなく、その施設の中では英語だけで過ごすことにより、生活面も含めて、英語能力を伸ばそうという目的もある。

2004年8月、京畿道が85億ウォン（約7億9千円）余りをかけて韓国初の安山（アンサン）英語村を設立し、その後韓国各地に自治体が運営する英語村が設立されていた。外国に行かなくても、短期間滞在して体験型英語教育を受けられるとあって、英語村が設立されはじめた頃は、予約をするのに何週間も待たなければならないほど、人気を集めていた。

(2) 英語村の衰退

ア 英語村の廃止・機能転換²¹

しかし、韓国初の安山英語村は、初年度の118億ウォンをはじめ、毎年数十億ウォンの赤字を出したことに加え、オンラインなどの英語教育環境の変化に対応できなかったことが原因で、2012年に閉鎖された。

また、安山英語村だけではなく2004年以後に設立された全国の英語村28カ所のうち約11カ所が廃業、または英語専門機関から、人材育成機関、生涯・体験教育機関な

²¹ 参考WEBニュース記事：

- ・2016.5.31 ハンギョレ新聞 <http://www.hani.co.kr/arti/society/area/746221.html>
- ・2016.6.5 聯合ニュース <https://www.yna.co.kr/view/AKR20160603136500061>
- ・2018.10.8 韓国経済 <https://www.hankyung.com/society/article/2018100840191>
- ・2018.10.22 韓国経済 <https://www.hankyung.com/news/article/2018101925161>

どへの用途変更を図っている。例えば、坡州（パジュ）英語村と楊坪（ヤンピョン）英語村は韓流トレーニングセンター、ソフトウェアの教育を行うチェンジアップキャンパスとして活用されている。多くの英語村が赤字で元の機能が果たせず、税金を無駄にしたという批判が出るなど、残る 17 か所も赤字経営に苦慮している状況である。

表 4 閉鎖・用途変更した英語村の現状（2018 年 9 月基準）

| 地域 | 英語村 | 開院 | 運営現況 |
|--------|-----------------------|------|--|
| ソウル特別市 | 風納(ブンナプ)英語村 | 2004 | 2017 年「創意村」に再編し、コーディング教育などを進行 |
| 京畿道 | 坡州(パジュ)英語村 | 2006 | 2017 年「チェンジ・アップ・キャンパス」に改編、韓流トレーニングセンターなど入居 |
| | 楊坪(ヤンピョン)英語村 | 2008 | 2017 年「チェンジ・アップ・キャンパス」に改編、ソフトウェア教育など進行 |
| | 安山(アンサン)英語村 | 2004 | 2012 年に閉鎖、2013 年「京畿道生涯大学」に機能転換 |
| | 軍浦(クンポ)国際教育センター | 2009 | 2015 年に閉鎖、2018 年 5 月「軍浦本村」に改編 |
| | 城南(ソンナム)英語村 | 2005 | 2014 年に閉鎖、「ソンナムセマウル研修院」施設として活用 |
| | 河南(ハナム)英語体験学習館 | 2009 | 2013 年に赤字で委託会社が運営の放棄、2015 年「河南生涯学習館」に改編 |
| 大田広域市 | 東区(トング)国際化センター | 2008 | 2014 年累積赤字で運営中断、2017 年「幸福学習センター」に改編 |
| 忠清南道 | 天安(チョナン)グローバル・ビレッジ英語村 | 2006 | 2015 年に閉鎖 |
| 全羅北道 | 全州(チョンジュ)英語村 | 2005 | 2007 年「全州英語体験学習センター」に再編、教育庁の直接運営に変更 |
| 全羅南道 | 康津(カンジン)外国語タウン | 2008 | 2013 年に閉鎖、「康津帰農士官学校」に改編 |
| | 木浦(モクポ)英語体験村 | 2006 | 2017 年に閉鎖、2018 年「木浦数学教育体験センター」に改編 |

〔出典：各自治体、教育庁、教育支援庁、国会立法調査処ホームページをもとに筆者作成〕

イ 衰退の背景

英語村は、当初は海外での語学研修の代わりに低コストで国内において英語が学べ

る場所として人気であったが、利用者数が著しく減少していった。

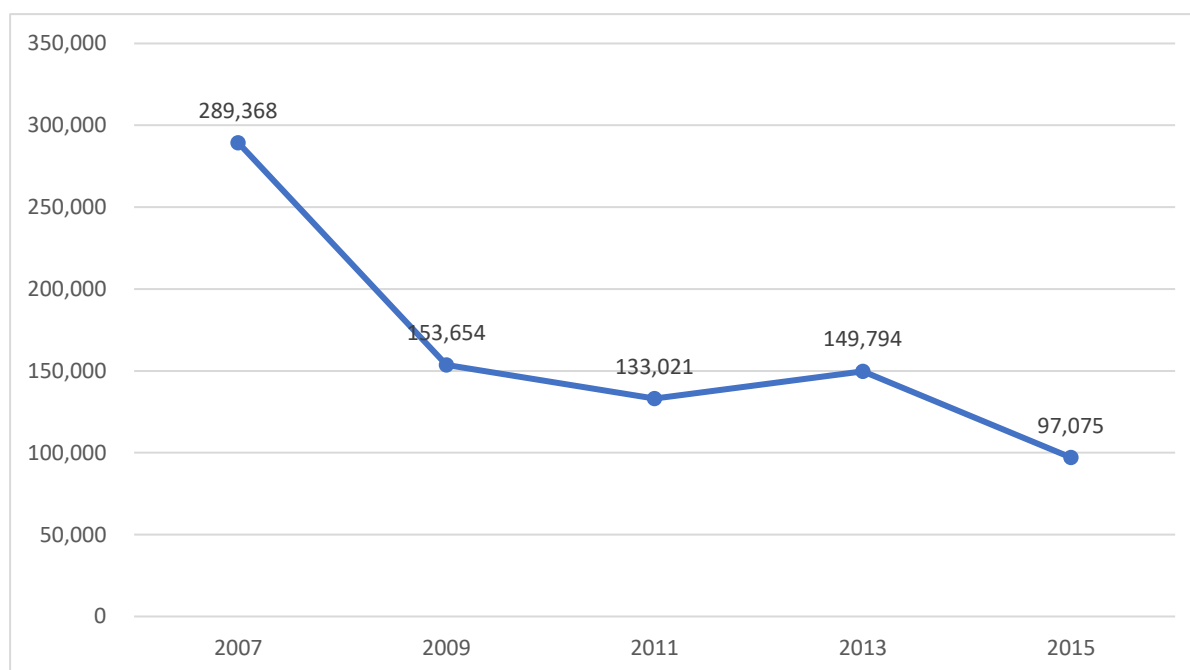
坡州英語村でも、最盛期は年間 30 万人近くの利用者がいたが、年々減少していき開設 10 年目の 2015 年には 9 万 7,000 人まで減少した。利用者が減少した背景には、満足度の低下があげられる。

満足度が低下した理由としては、英語教育の効果が低いという点があげられる。京畿道の出した報告書「京畿英語村運営活性化方案研究」の坡州英語村の利用者別満足度調査によると、「英語村の利用後、英語能力が向上していない」と答えた割合が教師は 70%、学生・保護者は 60%であった。

その他、当初は外国に来た感じにさせるために、わざわざ遠いところ(僻地)に英語村を設置したが、そのために距離が遠く、交通が不便であった。また 12 日間の日程で 110 万ウォンのプログラムもある等料金が高いことや、安い短期プログラムもあるが、教育活動というより遊びに近い内容であったため、英語教育機関として見ていない利用者も多かったこと等の問題があった。「京畿英語村運営活性化方案研究」の調査によると、英語村の訪問目的が「体験活動」と答えた割合が、教師は 95%、保護者は 89%、学生は 84%であった。利用者にとって、教育機関というよりはテーマパーク(遊園地)という認識が強かったことから、英語村が英語教育機関としては不十分であったことが分かる。

図 3 坡州英語村の年間利用者の推移

[単位：人]



[出典：CBS ノーカットニュース(2016.7.15)²²より筆者作成]

²² 2016. 7. 15CBS ノーカットニュース <https://www.nocutnews.co.kr/news/4623146>

3 外国語学院・英語幼稚園

韓国には、「学院(학원)」と呼ばれる学習塾に通う学生も多く、韓国では、昔から私教育費の家計に占める割合の高さが社会問題となっている。

韓国統計庁が毎年実施している「小中高教育費調査」において、2018年調査の結果²³、全体教育費総額は、19兆5,000億ウォンとなり、2017年度に比べ、学生数は15万人減少したにも関わらず、総額ベースで8,000億ウォン(4.4%)増加している。学生1人当たりの月平均私教育費は29万1,000ウォン(2017年比1万9,000ウォン、7.0%増加)で、学校別にみると、初等学校26万3,000ウォン、中学校31万2,000ウォン、高等学校32万1,000ウォンである。

学生の私教育参加率は72.8%(2017年比1.7%増加)であり、ほとんどの学生が学校以外の私教育を受けている。学生1人当たりの1週間の私教育参加平均時間は、6.2時間(2017年比0.1時間増加)である。科目別に「英語」の私教育費に着目すると、全体では最も大きい割合を占めており、特に初等学校での割合が大きくなっている。

また、早期からの英語、外国語教育が盛んであるため、幼稚園や保育園の中でも保護者に人気があるのは、英語教育を行ってくれるところである。幼稚園に英語の先生を呼び、週に数回英語の授業をしたり、放課後に課外活動をしたりするケースがある²⁴。幼稚園が終わってからの英語塾通いも珍しくなく、幼児を対象とした英語塾(英語幼稚園)²⁵だけに通う場合もある。

第4節 韓国における外国語教育重視の背景

韓国における英語・第2外国語教育の状況を見てきたが、なぜ韓国では「教育熱」といわれるまで外国語教育が求められるのか、その背景を整理していきたい。

1 国家政策としての位置づけ—グローバル人材の育成—

韓国では、国の教育政策の一つとして英語教育が重視されている。

英語教育が国家政策の一つとなった背景には、第14代大統領金泳三大統領による開発主義体制から自由主義体制への移行、1995年の世界貿易機構(WTO)への加盟に伴い、国家目標として「世界化政策」が掲げられたことが発端である。

その後1997年には、タイから始まったアジア通貨危機が韓国にも波及し、韓国はIMFの支援を要請しなければならない状況に陥った。この経済危機は「IMF経済危機」と呼ばれ、教育政策にも決定的な影響を与えた。政府は、世界化に備えた英語教育の徹底

²³ 統計庁ホームページ「2018年小中高教育費調査」

https://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/1/7/1/index.board?bmode=read&aSeq=373552

²⁴ 参考文献：常盤木裕一「韓国の教育事情と留学事業」(独立行政法人日本学生支援機構ウェブマガジンVol.42、2014)

²⁵ 「英語幼稚園」と呼ばれる幼児の英語塾が、2018年にソウルだけで295カ所開設され、2017年251カ所より1年間で44カ所も増加。

2019.10.31 聯合ニュース <https://www.yna.co.kr/view/AKR20191031048500004>

化、国際社会に対応できる人材の育成、留学の自由化に重点をおいた教育政策を推進し、英語教育は国際社会で韓国が生き残っていくための非常に重要な課題として認識されていった。このような経緯の中で、英語教育は国家政策の一部となり、現在も最も力を入れる教育政策の一つとなっている²⁶。

2 大学進学・就職活動－社会的地位の指標・就職スペックとしての外国語－

韓国では、儒教の影響もあり、学問を重視する傾向が強い。古くは、科挙試験に合格することにより、エリートとしての地位を得ていた。学歴により、社会的地位や収入に大きな格差が出るため、「より良い教育を受ければより良い地位を手に入れ、より良い生活を送ることができる」という能力主義が根付いている。

そのため、人々にとって教育とは「誰にとっても開かれた、社会的地位の上昇を果たすための手段」であった。中学校・高校の学力平準化政策により、良い大学への進学、良い会社への就職が、社会的地位を得るための一種のステータスとなり、「大学入試」や「就職」が重要視されるようになった。その大学入試や就職活動において注目されているのが、外国語能力である²⁷。

(1) 大学進学・卒業

大学入試にあたる「大学修学能力試験」において、英語は必修科目、第2外国語は選択科目である。

英語科目については2017年(2018年度大学修学能力試験)から絶対評価方式となっている。英語の成績については、大学ごとに評価への反映方法(加点方式、減点方式等)が異なるため、どの大学に進学するかによって、英語の重要度に違いが出てくる。

一方、選択科目ではあるが第2外国語・漢文の受験者が、近年増加傾向にある。2019年(2020年度試験)の受験生は、8万9,410人で全体の受験生(54万8,734人)の16.2%を占めており、過去最大の規模となった。第2外国語は大学受験の必須科目ではないが、受験した場合、「探求科目(社会探求、科学探求)」の代替とすることが可能であるため、受験する学生が多い傾向がある²⁸。

大学卒業においても、近年「卒業認証制度」を導入する大学が増加している。卒業認証制度を実施している大学では、主に英語認証制と情報認証制が行われており、「英語認証制度」とは大学卒業に際して正規科目の卒業単位取得の他に、TOEFL、TOEIC、TEPSなどの英語公認試験で一定以上のスコアを取ることが要求されるものである²⁹。

²⁶ 参考文献：李修京他「韓国の早期英語教育考察：江南区の学力と高級教育」(東京学芸大学紀要、2010)

²⁷ 参考文献：田保頭「韓国における英語熱と教育の平準化」(近畿大学教養・外国語教育センター紀要 外国語編5(2)、2014)、「韓国の教育自治」(財団法人自治体国際化協会 CLAIR REPORT No. 254、2004)

²⁸ 2019. 11. 14 京郷新聞

http://news.khan.co.kr/kh_news/khan_art_view.html?art_id=201911141041001

²⁹ 参考文献：田保頭「韓国における英語熱と教育の平準化」(注27参照)

(2) 就職活動

韓国での就職活動において、英語使用能力は「無条件＝いうまでもなく必要」だといわれている。韓国の多くの有名企業では採用時の英語試験資格基準が設けられており、その多くが TOEIC スコア 800～850 点以上を最低基準としている。また、企業の中には採用の際に、スピーキング能力を重視する姿勢も見られ、TOEIC Speaking のレベル 6 以上を要求するところも多い。そのため、大学生は就職活動前に、TOEIC 等の英語テストの水準を上げるため、英語塾等に通い、必死で勉強をしている³⁰。

韓国職業能力開発院の研究報告書³¹によると、4 年制大学卒の正規労働者を対象に実施した調査において、就職に重要なスペック（求められる能力）として回答が多かったものは、「人格」（62.7%）、「専攻」（55.8%）、「学歴」（52.8%）、「外国語能力」（35.1%）、「学閥」（33.9%）の順であった。

しかし、同研究報告書では、人格や学歴を重要視して採用を行っている仕事に比べ、外国語能力を重要視して採用を行っている仕事の方が、平均月給が約 60 万ウォンも高いという調査結果が出ている。

また、就職を控えた学生の立場では、外国語は人格等の他のスペックに比べ努力によって対応できる余地が多いため、外国語スペックを積むことが最も合理的な方法とされることとなる。

一方、韓国内での就職が厳しい中、海外での就職を考える学生も少なくない。

韓国経済研究院によると、OECD 諸国の青年雇用指標を分析した結果、韓国の青年（15～29 歳）の失業率が、2019 年は 9.5% となった。OECD 加盟国 36 か国中、22 位の数値であり、世界金融危機当時（2008 年）よりも高い失業率である。このような状況を受け、海外の仕事に目を向ける若者が増えてきている。

2019 年に就職ポータルサイトを運営するインクルート³²が、会員 1,118 人を対象に「2019 上半期就職トレンド調査」を行った結果、47.6% が「国内就職がない場合、海外就職を検討する」と回答した。海外就職を検討している地域（複数選択）は、「米州」（33.5%）、「欧州」（23.9%）、「日本」（14.1%）、「中国」（13.7%）、「東南アジア」（12.2%）の順である（日本に関しては 2019 年の日本不買運動が選択肢に影響を及ぼしている可能性がある³³）。日本を選んだ理由としては、「アクセシビリティ」、「近隣諸国」、「言語が可能」のほか、「高い就職率」や「日本に就職する韓国人が増えているから」等の理由が多かった。

³⁰ 参考文献：田保顕「韓国における英語熱と教育の平準化」（注 27 参照）

³¹ 参考文献：イ・ウンヘ「外国語、適切なスペックなのか？」（「KRIVET IssueBrief」第 59 号、2014）

³² インクルート HP：2019.9.18 プレスリリース

<http://people.incruit.com/news/newsview.asp?gcd=11&newsno=4437794&page=7>

³³ 同調査では、日本不買運動が日本への就職に影響を及ぼすかどうかについて尋ねたところ、回答者の 67.8% が影響を及ぼすと回答。

2018年の海外就職者数は、5,783人で、2014年の1,679人に比べて3.4倍にも増加している。海外就職者を国別にみると、日本1,828人、アメリカ1,380人、シンガポール405人、オーストラリア397人、ベトナム383人、中国198人である。このように、実際の就職先としては、欧米等の英語圏だけではなく、就職しやすい近隣の日本やアジアへの就職も多く、就職のために、日本語や中国語等の第2外国語を学ぶ学生も増えてきている。

図4 海外就職者数の推移 [単位：人]

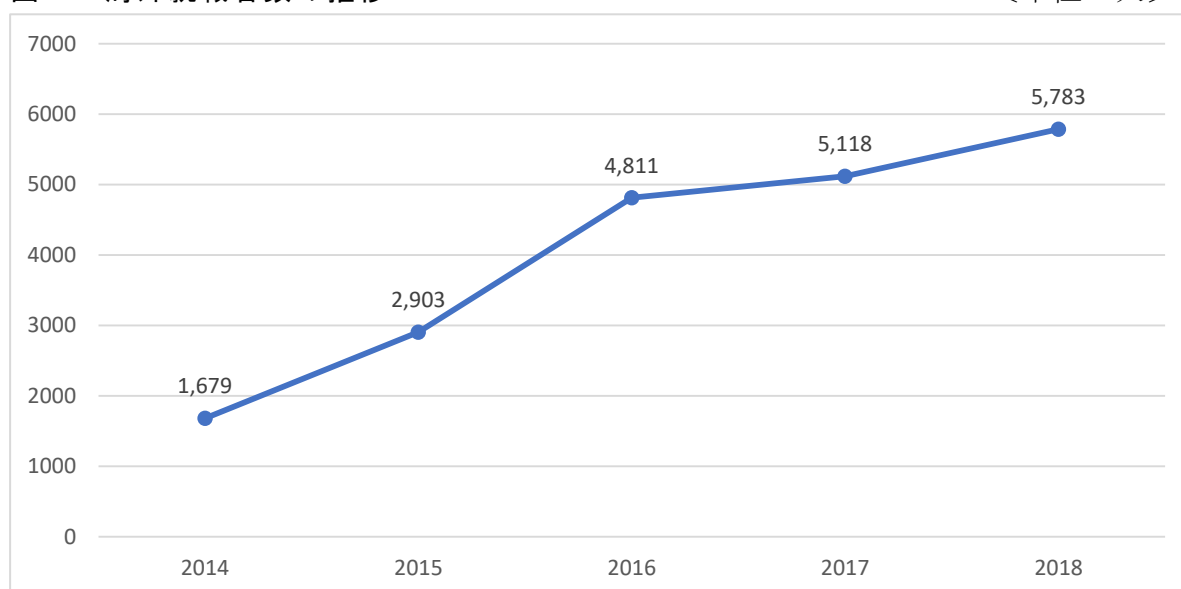


表5 年度別・国別 海外就職者数 [単位：人]

| | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 中国 | 138 | 199 | 218 | 268 | 198 |
| 日本 | 338 | 632 | 1,103 | 1,427 | 1,828 |
| アメリカ | 118 | 640 | 1,031 | 1,079 | 1,380 |
| アラブ首長国連邦 | 50 | 158 | 323 | 70 | 90 |
| オーストラリア | 175 | 75 | 353 | 385 | 397 |
| カナダ | 79 | 58 | 56 | 65 | 86 |
| ベトナム | 72 | 205 | 288 | 359 | 383 |
| シンガポール | 249 | 364 | 642 | 505 | 405 |
| その他 | 460 | 572 | 797 | 960 | 1,016 |
| 合計 | 1,679 | 2,903 | 4,811 | 5,118 | 5,783 |

[出典：韓国産業人力公団「海外就職総合統計」(2018.12) ※図4、表5]

また、最近では就職後も、昇進やグローバルビジネス（海外駐在、海外出張、グローバル業務提携など）能力強化のために、外国語能力が求められている。韓国企業の中には、英語だけではなく、中国語や日本語などの第2外国語能力が高い場合、業績評価に加点を行う企業も増えてきており、第2外国語会話能力公認試験が重要視されるようになった。それに伴い、会社員にまで、中国語学院や日本語学院等の語学学習塾の需要が高まっている³⁴。

このように、韓国政府において、外国語は「韓国の世界化に向けた、国際化社会の一員として備えるべき資質」という認識のもと、国家政策として外国語教育が進められてきた。そのような国家的背景に加え、韓国社会に暮らす人々にとって、外国語は、良い大学、良い企業に選ばれるための「社会的選抜の指標」であり、「本人の能力を証明するためのもの」として認識されてきた。

とりわけ、近年では経済の不況によって、若者失業率が上昇し、就職が年々厳しくなる中、国内での就職や、海外での就職において「就職スペック」として外国語能力が「生き残るために」必要不可欠な能力とされているのである。

トピックス：初等教育における早期英語教育－放課後学校－

○放課後学校における早期英語教育機会の復活³⁵

放課後学校とは、生徒や保護者のニーズを反映して、正規の授業以外の教育について、学校の計画に基づいて、一定の期間中に継続的に運営される学校教育活動である。学校は、生徒と保護者のニーズに基づいて、放課後の学校や休暇中の教育プログラムを開設することができ、生徒の自発的な参加を原則としている³⁶。

公教育正常化法で規定される放課後学校での先行教育³⁷の禁止により、2018年から禁止されていた初等学校1・2学年の英語の放課後学校について、2019年3月、国会本会議において、公教育正常化法改正案可決により、復活が決定。

改正案では、放課後学校での英語教育の禁止を受け、多くの学生が私教育を受けていることを反映し、放課後学校における先行学習の禁止の例外として、初等学校1・2学年の英語コースを認める内容となっている。

³⁴ 参考 WEB ニュース記事

・2020. 2. 5 経常日報 <http://www.ksilbo.co.kr/news/articleView.html?idxno=751909>

・2020. 1. 15 デイリーニュース <https://www.dailysecu.com/news/articleView.html?idxno=97822>

³⁵ 2019. 3. 13 ハンギョレ新聞 http://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/885742.html

教育部・韓国教育開発院ホームページ <https://www.afterschool.go.kr/info/infomation.do>

³⁶ 初・中等教育課程総論、教育庁告示第2013-7号、第2015-74号に基づき運営。

³⁷ 「公教育正常化法」により、国や市・道の定める教育課程に基づいて編成された学校の教育課程を上回る教育を禁止している。英語教育は初等学校3学年から履修するため、1・2学年で履修することが禁止されていた。

第2章 地方自治体における外国語人材任用と外国語教育制度

第1節 地方自治体における外国語人材任用

1 新規任用

(1) 一般職の地方公務員の採用

韓国の地方公務員の任用及び試験、資格、報酬、身分保障、懲戒、教育訓練等については、地方公務員法により規定されており、地方公務員の新規任用については、公開競争採用試験により行われることとされている（同法第27条）。

なお、一般職の階級は1級から9級までとされており（同法第4条）、新規任用試験は、5級以上（広域自治体では課長補佐、基礎自治体では課長におおむね相当）は大統領令で定める機関、6級及び7級（主任・係長におおむね相当、広域自治体では最下位の役職であることが多い）公務員は市・道（広域自治体）単位で当該市・道人事委員会が実施し、8級及び9級（主事・主任におおむね相当）公務員の新規任用試験は基礎自治体単位で当該自治体の人事委員会が実施することとされている（地方公務員法第32条）。

これらの各級公務員試験において、英語は必須科目とされている。7級地方公務員の試験科目には、必須科目として、国語・英語・韓国史があったが、2019年6月の地方公務員任用令改正により、2021年の地方公務員7級等の任用試験から、既存の5つの民間の英語能力資格検定への置き換えが可能となった。（地方公務員任用令第50条第3項〔19.6.18改正〕）

これにより、従来就職試験にTOEIC等の英語能力検定の高得点を要求する傾向にあった民間企業と同様に、公務員を目指す若者の英語能力検定への関心度が更に高まっている状況である。

(2) 「経歴競争任用試験」による任期制職員の採用

また、地方公務員法では、公開競争採用試験の例外として、一定期間以上の勤務経験や研究経験がある者を任用する場合や、外国語に堪能であり国際的な素養と専門知識を持った者を任用する場合等、同法に定める経歴などの受験要件に該当する者を対象として、一般の競争任用試験とは別の方法（以下「経歴競争任用試験」という。）をもって公務員を任用することができるとしている（地方公務員法第27条第2項）。この任用の要件については、地方公務員任用令第17条第1項によって、細目が規定されている。

韓国では、上記の経歴競争任用試験により、任期制職員として外国語人材を採用し、国際交流分野等の関係部署での業務に当たらせている地方自治体が多くみられる。

地方自治団体の長は、任期制職員の勤務状況や業務遂行実績を評価して勤務期間の変更や延長に反映させることができる。また、任期制職員の任用期間は、総勤務期間が最長で5年までとされているが、勤務業績が優れている場合は、更なる延長も可能である（地方公務員任用令第21条）。

【事例】 濟州特別自治道任期制職員（英語圏の国際交流の分野）任用試験³⁸

〔2019.10.10 濟州特別自治道人事委員会公告第 2019-587 号〕

■任用分野と人員

| 勤務部署 (任用予定分野) | 任用予定職級 | 任用 人員 | 主な業務 |
|-----------------------------|---------------------|----------|---|
| 平和対外協力課 (英語圏の国際 交流分野) | 地方行政 7 級 (一般任期制) | 1 名 | ○英語圏等交流協力支援 - 各国の大使館及び交流都市、濟州訪問 海外要人との協力ネットワーク構築 - 海外主要都市情報検索 ○英語の通訳・翻訳業務 - 海外都市への道政広報 - 部署別の英語通訳・翻訳 ○国際機関活動支援 - 国際イベントの英語通訳・翻訳遂行 |

■任用（契約）期間

任用から 2 年

※勤務実績評価などを経て、関連法令（地方公務員任用令など）に応じて勤務期間
延長可能

■受験資格要件-地方公務員法第 27 条第 2 項第 3 号による任用

| 任用予定分野 | 任用予定職級 | 資格概要 |
|----------------|---------------------|--|
| 英語圏の国際 交流分野 | 地方行政 7 級 (一般任期制) | 次の経歴要件の 1 つ以上を備えた者 〈経歴〉 ① 学士号取得後 1 年以上関連分野の実務経歴の ある者 ② 3 年以上関連分野の実務経歴のある者 ③ 8 級または 8 級相当以上の公務員で、2 年以上 関連分野の実務経歴のある者 ■実務経歴認定範囲：国家機関若しくは地方自治 体、又は法人若しくは「非営利民間団体支援法」 による支援を受ける団体等において、英語通訳 及び翻訳関連業務経歴 ※面接試験時、英語通訳及び翻訳評価試験を実施 |

³⁸ 「濟州特別自治道人事委員会公告第 2019-587 号（2019.10.10）」より筆者翻訳・作成。

2 昇進任用における外国語加算点

地方公務員の昇進に関しても、外国語能力が勘案されることとなっている。

階級間の昇進任用は、勤務成績評定・経歴評定その他能力の実証により行われる（地方公務員法第 38 条）。任用権者は、昇進任用に必要な要件を備えた 5 級以下の公務員については、定められた事項に応じて昇進候補者名簿を作成する。ただし、任用権者は、資格の有無や特定の業務に勤務した経歴等を反映して、勤務成績評定点や経歴評定を加算して調整することができ、懲戒処分を受けた場合は、減点を行うことができる（地方公務員任用令第 32 条）。勤務成績評定・経歴評定及び昇進候補者名簿の作成に関する事項について規定している「地方公務員評定規則」において、資格などの点について、言語能力検定試験の成績書を所持している場合は、加算点を与えることができるとしている（同規則第 23 条）。

第 2 節 地方公務員教育訓練制度と教育訓練機関

本節では、地方公務員任用後の人材育成としての「教育訓練」について述べる。

1 地方公務員の教育訓練制度

地方公務員法第 74 条及び第 75 条は、全ての地方公務員に教育訓練を受ける義務、地方公共団体が所属職員へ教育訓練を与える義務を課している。

地方公務員法（一部抜粋）

第 74 条（訓練）①全ての公務員及び試補公務員となる者は、担当職務と関連する学識・技術及び応用能力を培うために法令の定めるところにより訓練を受けなければならない。

②教育部長官又は行政安全部長官は、公務員訓練に関する総合的な企画・調整及び監督を行う。

③地方自治体の長と監督の職位にある公務員は、日常業務を通じて継続的に部下職員を訓練させる責任を負う。

④訓練成績は、人事管理に反映しなければならない。

第 75 条（訓練機関） 教育部、行政安全部及び地方自治体に公務員の訓練機関を置くことができる。

また、公務員の教育訓練について、国家公務員は「公務員人材開発法」、地方公務員は「地方公務員訓練法」によりそれぞれ定められている。地方公務員教育訓練法では、地方自治体の長の責務（第 3 条）、教育訓練の義務（第 4 条）、教育訓練基本計画の策定（第 5 条）等が規定されている。

地方公務員法、地方公務員教育訓練法及び地方公務員教育訓練法施行令に規定されている教育訓練を施行するためのガイドラインとして、「地方公務員教育訓練運営指針」

も制定されている。この指針には、「地方公務員長期国外訓練」についても規定されており、地方自治体ごとに職員を選抜し、国外での教育訓練を実施できるようになっている。

2 地方公務員の教育訓練機関

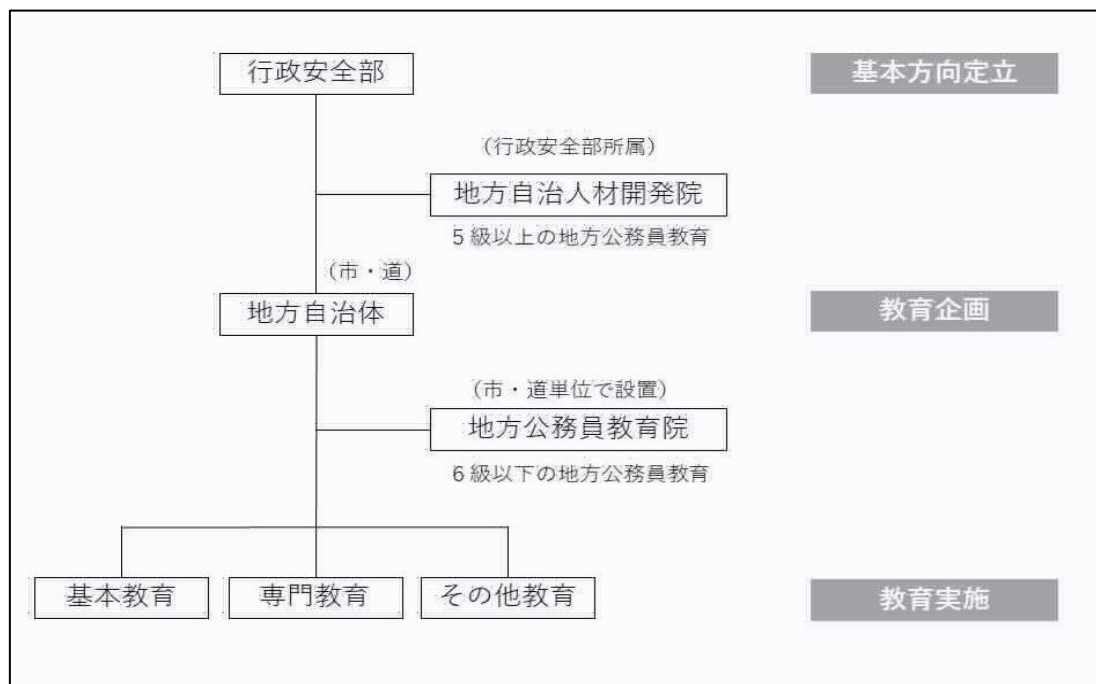
地方公務員法第75条に規定される地方公務員の教育訓練機関としては、比較的高位の公務員を訓練する全国的な教育機関（中央機関）である「地方自治人材開発院」と、広域自治体である市道単位で各地に「地方公務員教育院（名称は市道により異なる）」が設置されており、独自の教育訓練基本計画により、様々な公務員教育が実施されている。

地方自治人材開発院は、政府の公務員教育訓練に関する政策とガイドラインに基づいて、行政安全部所属の国家公務員をはじめ、自治行政分野職務に従事する公務員、地方自治団体に勤務する地方公務員等の教育訓練に関する事務を管掌する、行政安全部の所属機関である。

同機関は、管理職となる5級以上の主要な幹部の養成を中心とした、職級別長期教育、5級昇進リーダー教育、外国地方公務員教育、専門教育を行い、地方自治を先導する幹部を養成する役割を担っている。

一方、各市・道に設置されている地方公務員教育院では、主に6級以下の公務員に対する基本教育、専門教育（職務、情報化、外国語等）、その他教育を行っている。

図6：地方公務員訓練体系³⁹

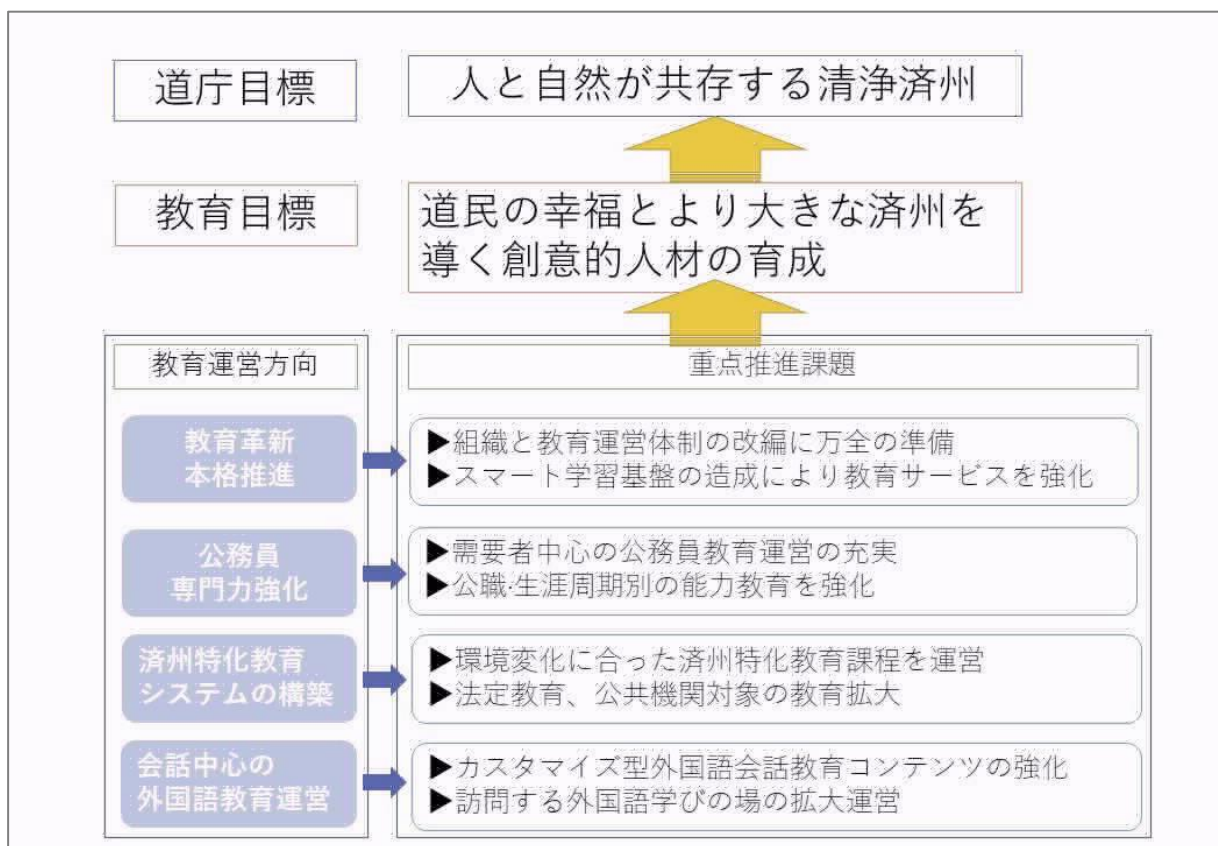


³⁹ 「地方公務員制度改善研究」〔社〕韓国地方自治協会、2018〕より筆者作成

地方自治体の長は、所属職員的能力開発のために、5年単位の教育訓練基本計画を策定しなければならない、更に基本計画に基づいた年度別施行計画も策定して、教育訓練を推進しなければならないとされている（地方公務員教育訓練法第5条）。そのため、各市・道では、毎年、教育訓練計画を立て、目標に沿った教育プログラムを実施している。

濟州特別自治道では、2020年度の教育訓練計画において、運営方向のひとつに「会話中心の外国語教育運営」を盛り込み、グローバルリーダー養成コース等16個の外国語教育コースの充実を図っている（第3章で後述）。

図7：【濟州特別自治道】2020年度教育訓練計画 教育訓練目標と方向⁴⁰



他の自治体でも、例えば忠清南道公務員教育院では、職級に応じて必要とされる分野の教育プログラムや人生設計に即したプログラムを実施する等、各自治体において、工夫された教育訓練計画が策定され、充実した教育訓練が実施されている。

⁴⁰ 濟州特別自治道人材開発院「2020年度教育訓練計画」より筆者作成。

表6：【忠清南道】2020年度教育訓練基本計画 教育訓練体系図⁴¹

| 対象 | 国・道政核心教育 | 基本・長期 | 能力(器量) | 職務 | 創意 |
|-----------|--|-------------------|----------|---|--|
| 総計 | 7コース | 3コース | 3コース | 31コース | 14コース |
| 5級以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・公職者の生命を守る養成 ・少子化人口問題への対応 等 | | ・5級能力強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・高級管理者のためのリーダーシップ ・新任チーム長の能力強化 ・教授要員の能力向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○仕事と家庭両立 ・幸せな養育コーチング 等 ○未来設計 ・退職予定者教育 等 ○ヒーリング ・百済歴史文化探訪教育 ・忠南の山寺紀行 ・忠南の芸術美術館 等 |
| 6級 | | | ・精鋭公務員養成 | | |
| 7級以下 | | ・公職実務の向上(公職3~5年目) | ・7級能力強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○職務専門課程 ・HRD教育担当者 ・予算の実務/会計契約 ・面接の専門家 ・議会運営実務 ・公職者スピーチ 等 | |
| 新規任用者 | | ・新規任用 | | <ul style="list-style-type: none"> ○情報化課程 ・現場ですぐ使えるエクセル ・現場ですぐ使えるPPT ・SNS広報マーケティング ・スマートワーク 等 | |
| その他(公務職等) | | | | | |

3 地方自治人材開発院における外国語教育

地方自治人材開発院にて実施される教育講座は、集合教育方式とサイバー教育方式があり、語学に関する教育プログラムは、両方式で実施されている。

(1) 集合教育

集合教育では、「専門教育」の「国際専門コース」において、政府と自治体国際交流担当職員が国際社会の変化に柔軟に対応するために必要となる、国際業務に関する能力やグローバル力量の向上を目的に、基礎的な文書作成から会議の進行や交渉に関わるスキルを育てる専門性に踏み込んだプログラムを提供している。

また、職級別の「長期教育」においては、コースごとに外国語教育の時間が設けられており、地方公務員の職務、昇進の上で、外国語能力を身につけることが求められている。

(2) サイバー教育

独自の教育運営システムのウェブサイト(나라배움터⁴²)を運営し、パソコンとモバイルどちらでも受講可能なスマートラーニングサービスを提供している。公務員に必要な公職価値やリーダーシップ、職務能力に関連するコンテンツを学ぶ「国コンテン

⁴¹ 忠清南道公務員教育院「2020年度教育訓練基本計画」より筆者作成。

⁴² 나라배움터 <http://logodi.nhi.go.kr/>

ツ (나라콘텐츠)」5 コースと、365 日いつでも学習が可能であり、10 分程度の短い講義となる「マイクロラーニング⁴³」6 コースの計 11 コースが用意されており、受講者の必要性に応じて選択できるようになっている。

第 3 章 地方公務員の外国語教育優良事例

本章では、公務員の外国語教育に力を入れている広域自治体を中心に、地方自治体における外国語教育カリキュラムの優良事例を紹介する。

第 1 節 ソウル特別市の事例

ソウル特別市では、教育機関である「ソウル特別市人材開発院」が公務員教育講座を運営している。同市人材開発院では、同講座の一環として、職員の外国語能力を向上させ、“グローバル都市ソウル”をリードするグローバル人材を養成するために、外国語講座を開講している。

ソウル特別市における外国語講座としては以下の取組が挙げられる。

1 職場外国語講座

業務時間に追われて外国語学習機会の取得が難しい職員のために、時間と場所にとらわれない職場内での常時の外国語学習機会の提供や、集合形式の講座による少人数・レベル別のカスタマイズ型学習を通じた学習雰囲気づくりを目指した講座の運営を行っている。

毎年運営計画を作成しており、2019 年は「多様な言語を話す職員の養成」、「一つの部署に英語堪能者が 10%以上になるように養成」を運営目標に講座を実施している。

2019 年の職場外国語講座は、「会話コース」、「カスタマイズコース」、「土曜コース」、本庁舎以外の出先機関で実施する「事業所コース」の 4 コース、計 153 クラスあり、それぞれのクラスについて、2 月から 11 月までの間に、学習期間を 1 期 12 週・全 3 期 (36 週) として運営されている。

2019 年の予算額は 301,320 千ウォンが計上され、講座の運営自体は、外国語教育専門業者へ委託している。

⁴³ 一つのテーマを一度で解決できるように (Bite-Sized)、短く構成されたコンテンツ。

表7：2019年度職場外国語コース別運営内容⁴⁴

(1) 会話コース

| | |
|------|------------------------------------|
| クラス | 5段階（入門・初級、初中級、中級、中高級、高級） |
| 教育言語 | 英語、中国語、日本語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、ロシア語 等 |
| 教育対象 | クラス別に当該語学能力の取得を希望する者 |
| 教育期間 | 12週/期、週2～3回、180分～270分 |
| 教育人員 | 年間360名（8名×15クラス×3期） |
| 教育内容 | 事前レベルテストによるクラス分け後、レベルに応じた会話の授業 |

(2) カスタマイズコース

| | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| ① 1対2クラス（上級管理職クラス含む）※1対1もしくは1対2 | |
| 教育言語 | 英語、中国語 |
| 教育対象 | 上級職が基調講演を行う際など業務上語学力が必要な者 |
| 教育期間 | 12週/期、週2回、60分 |
| 教育人員 | 年間180名（30名×2クラス×3期） |
| 教育内容 | ネイティブスピーカーと1対1または1対2のカスタマイズ教育 |
| ② プレゼンテーションクラス | |
| 教育言語 | 英語、中国語 |
| 教育対象 | 英語、中国語高級以上のレベル取得者 |
| 教育期間 | 12週/期、週2～3回、180分 |
| 教育人員 | 年間60名（10名×2クラス×3期） |
| 教育内容 | 英語、中国語のプレゼンテーション技術と効果的な表現練習 |
| ③ ライティングクラス | |
| 教育言語 | 英語、日本語、中国語 |
| 教育対象 | 言語別に中級、高級以上のレベル取得者 |
| 教育期間 | 12週/期、週2～3回、180分 |
| 教育人員 | 年間90名（10名×3クラス×3期） |
| 教育内容 | 業務時に発生し得る事例別の実用例文を活用した文書作成及び添削指導 |
| ④ リスニングクラス | |
| 教育言語 | 英語、日本語、中国語 |
| 教育対象 | 言語別中級以上のレベル取得者 |
| 教育期間 | 12週/期、週2～3回、180分 |
| 教育人員 | 年間90名（10名×3クラス×3期） |
| 教育内容 | 人気ドラマ、映画などを通じた異文化理解とリスニング強化訓練 |

⁴⁴ ソウル特別市人材開発院「2019年度職場外国語運営計画」より筆者作成。

| | |
|----------|------------------------------------|
| ⑤試験対策クラス | |
| 教育対象 | 言語別の該当者 |
| 教育期間 | 12週/期、週3回、180分 |
| 教育人員 | 年間150名（10名×5クラス×3期） |
| 教育内容 | TOEIC、TOEFL、IELTS、SNULT、JLPT、Opic等 |
| ⑥国外訓練クラス | |
| 教育対象 | 言語別国外訓練該当者 |
| 教育期間 | 12週/期、週1回、180分 |
| 教育人員 | 年間60名（20名×1クラス×3期） |
| 教育内容 | 国際エチケットに合った表現、挨拶、文通、空港利用時に必要な外国語 |

（3）土曜コース

| | |
|-----------------------------------|-------------------------|
| 平日に受講が難しい職員のため、土曜日に会話やカスタマイズ講座を開設 | |
| 教育対象 | クラス別に当該レベルを備えた者 |
| 教育期間 | 12週/期、毎週土曜日、240分～360分 |
| 教育人員 | 年間300名（10名×10クラス×3期） |
| 教育内容 | 会話コースやカスタマイズコースの需要により開設 |

（4）事業所コース

| | |
|--|---------------------------------|
| 本庁舎で実施する授業への参加が困難な遠距離庁舎及び事業所において、会話及びカスタマイズ講座を開設 | |
| 教育対象 | クラス別に当該レベルを備えた者 |
| 教育期間 | 12週/期 |
| 教育人員 | 年間240名（8名×10クラス×3期） |
| 教育内容 | 言語別会話及びカスタマイズ講座（事業所別に希望講座開設を要求） |

2018年の職場外国語講座の修了率は、77%であり、職員の外国語学習への参加意欲の高さがうかがえる。

また、年間全ての職場外国語講座を実施後は、受講者へのアンケート調査を行い、次年度運営の改善を行っている。2018年の実施後のアンケート調査では、職場外国語講座受講生の満足度は85.2%であり、市庁舎内で受講することができて便利（41.5%）、学習費用の負担がない（47.1%）という意見が多かった。

一方、不満の理由としては、一般的な語学学院に比べ講師の質が低い（18.4%）、希望する講座が開設されていない（26.4%）、講義室の環境がよくない（11.7%）等の意見があったが、来年度も職場外国語講座に参加するとの回答が80.6%であった。

アンケート調査結果による、受講生の要望・意見も講座内容に反映されやすく、講義

室の拡大(本庁舎以外での講座開設)、事業所での開設最小人数の緩和等の要望が、2019年プログラムに置いて反映され、大幅な改善が行われた。

2 電話外国語学習コース⁴⁵

職場外国語講座と同様、グローバル人材育成のための外国語コミュニケーション能力や関連分野の業務力量の強化に向けて運営されている。

市が委託している業者2社の電話外国語学習アプリを登録して、職員が独自で学習する内容となっている。登録したアプリで、受講したい言語、レベル等を選択し、好きな時間を設定すると、各言語のネイティブスピーカーからアプリに電話がかかってくるシステムとなっている。

教育言語は英語、日本語、中国語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、ロシア語等があり、週の受講回数(2回、3回、5回)から選択が可能。通話学習時間は10~20分で、電話学習の内容としては、会話、討論、TOEIC、ライターニュース、試験対策等がある。

受講料の30%は受講職員本人が負担し、残りの70%を市で負担する。受講料支援は、1人当たり期ごとに500千ウォン以内で2つまでの言語の受講が可能。ただし、受講率80%未満の場合は受講職員が全額負担し、支援限度額超過分についても本人負担となる。また、受講の前後にテストを受ける必要がある。運営期間は、1期12週で3期実施され、1期当たり400名を対象にしており、年間約1,200名が学習する。予算額は、180,630千ウォン(2019年)となっている。

課程運営終了後は、満足度等に関するアンケート調査を実施し、成果の分析、次年度への改善措置等の検討を行う。2019年の第3期受講職員へのアンケート調査結果では、全体の満足度4.5点(5点満点)で、とても満足度が高く、項目ごとでは、講師満足(4.6)、教育満足(4.5)、課程満足(4.4)の順となった。

第2節 済州特別自治道の事例

韓国においても、海外からの観光客、外国人住民の多いことで、注目される済州特別自治道。済州特別自治道は、2002年に国際自由都市に指定されてから、他の市道と比べ、外国人と接する機会の多い公務員の外国語能力の必要性が求められたことにより、道職員向けの外国語教育を強化してきた。

道の教育機関である「済州特別自治道人材開発院」が実施する職員の外国語教育は、集合教育とサイバー教育の2形態で運営されている。

1 集合教育

集合型の外国語教育としては、「グローバルリーダー養成コース」、「短期コース」、

⁴⁵ 参考資料：ソウル特別市人材開発院「2019年電話外国語学習コース運営計画」

「職場教育コース」の3コースがある。

(1) グローバルリーダー養成コース

グローバルリーダー養成コースでは、国際化時代にふさわしい外国語活用が可能な人材を養成することにより、変化する国際的な行政需要に対応できる人材及び地方行政組織の能力を強化していくことを目的に長期の外国語学習を行っている。

6級以上の職員を対象に、英語、中国語の2クラスがあり、それぞれ1年間（約47週、履修時間1,587時間）にわたり実施される。教科編成は、主に「外国語分野」と「職務分野」に分かれる。教科編成の52.9%を占める外国語分野では、外国語の履修時間が692時間とされ、話すことに重点をおいた、議論やプレゼンテーションのテクニック取得を中心とした学習を行う。また、国外研修及び短期政策研修を約4週間（履修時間：147時間）受けるカリキュラムとなっている。

(2) 短期コース

短期コースでは、英語、中国語、日本語の3言語のコースがあり、初級・中級などのレベル別で計12クラスを運営。また、平日時間の取れない職員のための週末クラス（金曜・土曜クラス）も設けられており、職員の需要が非常に高くなっている。短期コースは1ヶ月間に2～4回、定員10～12名の少人数クラスとなる。

また、行政実務や苦情現場以外でも、公務員の外国語会話能力の向上がより一層必要とされるため、2019年7月の済州特別自治道地方公務員勤務評定規則改正においてOPIc⁴⁶に対して加算点⁴⁷を認めたことに伴い、2019年10月に初めて「OPIc講座」が週末に実施され、道、行政市、邑面洞（韓国の行政区分）に勤務する公務員80名を対象に、OPIc教育が行われた⁴⁸。

さらに、上級レベル向けの「海外補修コース」では、英語、中国語、日本語の3言語について、実際に現地で2週間の合宿を行い、現地の語学機関による委託教育と文化体験を受講することにより、実践的に活用可能な語学能力の養成及び各国文化の理解増進を図っている。

(3) 職場教育コース

職場教育コースは2019年から新たに開設されたコースとなる。「外国語出張（探して行く外国語学びの場）」コース、「公務員電話外国語」コースの2クラスが運営されている。

⁴⁶ OPIc：実生活でどのように効果的に適切な言語を使用することができているかを測定する国際公認外国語会話の試験。

⁴⁷ 済州特別自治道地方公務員勤務評定規則では、外国語能力に対して、0.25の加算点がある。

⁴⁸ 2019.10.2 済州特別自治道プレスリリース

<https://www.jeju.go.kr/news/bodo/list.htm?act=view&seq=1197332>

ア「外国語出張（探して行く外国語学びの場）」コース

公務員の申請・観光業務に関連する外国語能力の向上のために2019年初めより開設され、運営が始まった⁴⁹。時間や場所の問題で外国語教育を受けられない公務員が機関・部署・サークルごとに、学習講座の開設を申請すると、要求された場所に講師が訪問し、講義を実施するというプログラムである。

2019年には、申請のあった14部署の中から、12クラスが選定され、英語・中国語・日本語・スペイン語の4言語の講座が、約100人の受講者を対象に約3か月間にわたり開設され、実務で活用できる現場会話中心の講義が実施された。

「外国語出張（探して行く外国語学びの場）」コース教育概要（2020年度）⁵⁰

| 教育区分 | 外国語の独自教育 | 課程名 | 外国語出張 (探して行く外国語学びの場) |
|------|--|-----|-------------------------|
| 教育目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際自由都市の公務員としての外国語能力向上 ・時間・空間的制約により外国語学習が困難な公務員に利便性の高い外国語教育を提供し、外国人の民願対応能力を向上 | | |
| 教育対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・全職員 | | |
| 教育人員 | <ul style="list-style-type: none"> ・回数：10期（機関） ・1期当たり人員：8名 ・年間総人員：80名 | | |
| 教育期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育期間：8～16週間 ・教育内容：英語、中国語、日本語など会話中心の教育 | | |
| 教科運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・職場内の学習サークルを通じた自律的教育運営 ・朝、昼、夕などの空き時間（1～2時間）活用 | | |

イ「公務員電話外国語」コース

済州に居住する外国人、外国人観光客などからの申請等への対応能力向上のために、担当部署の職員を対象に、ネイティブスピーカーとの電話学習を通じて行政現場に必要な外国語を学習する講座として、2019年9月より試験的に運用が開始された。

英語、中国語、日本語の3言語の講座が設けられ、2ヶ月にわたり、約150名の受講者を対象に実施された。講座への参加率が70%未満の場合は、受講料全額を受講者の自己負担とし、参加率70%以上の受講者に限り授業料を支援する。2020年には、正式に公務員の教育課程に盛り込まれ、1期8週130名を対象に、年間3期で運営を予

⁴⁹ 2019.3.6 済州特別自治道プレスリリース

<https://www.jeju.go.kr/news/bodo/list.htm?act=view&seq=1168259>

⁵⁰ 済州特別自治道人材開発院「2020年度教育訓練計画」より筆者作成。

定している。

「公務員電話外国語」コース教育概要（2020年度）⁵¹

| 教育区分 | 外国語の独自教育 | 課程名 | 公務員電話外国語教育 |
|------|---|-----|------------|
| 教育目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・国際自由都市の公務員としての外国語能力向上 ・ネイティブスピーカーとの1対1の電話インタビュー会話の授業の機会を提供し、外国語活用能力を強化してグローバル環境変化に適応する能動的対処能力の向上 | | |
| 教育対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・全職員(行政市⁵²を除く) | | |
| 教育人員 | <ul style="list-style-type: none"> ・回数：3期 ・1期当たり人員：130名 ・年間総人員：390名 | | |
| 教育期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育期間：8週間 ・教育内容：英語、中国語、日本語など会話中心の教育 | | |
| 教科運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育内容：一般会話、ビジネス、Presentation、Free Talking、時事ニュース等 ・教育水準：初級、中級、高級などレベル別教育運営 ・教育時間：週2回(15分/回)又は週5回(10分/回) ・修了基準：出席率70%以上 | | |

2 サイバー教育

インターネット等を使っていつでも受講できるサイバー教育では、独自のウェブサイト「済州特別自治道公務員専用オンライントレーニングセンター」⁵³を開設して、運営を行っている。

外国語学習講座は、全405講座で構成され、主に英語、中国語、日本語の3言語を中心に構成されている。英語、中国語、日本語の各コースでは、「会話」「試験」「一般」「ビジネス」の4分野（中国語は「一般」部門なし）、「入門」「初級」「初中級」「中級」「中高級」「高級」の6段階のレベル別で講義選択が可能となっており、受講者の必要に応じた内容を受けることができる。1講座の学習期間は1ヶ月で、修了時間数は10時間となる。

主要3言語の他にも、15言語（フランス語、スペイン語、ドイツ語、ポルトガル語、トルコ語、ロシア語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、アラビア語、モンゴル語、ハンガリー語、イラン語、ヒンディー語、アゼルバイジャン語）のコースが用意されて

⁵¹ 済州特別自治道人材開発院「2020年度教育訓練計画」より筆者作成。

⁵² 済州特別自治道の内部に設置される、行政職員が長の内部団体。

⁵³ 済州特別自治道公務員専用オンライントレーニングセンター <http://lms.darakwon.co.kr/edujeju>

いる。

表 8 濟州特別自治道サイバー教育一覽表⁵⁴

| 言語 | 分野 | コース内容 | 講座数 |
|-----------|--------|--------------------------------|-----|
| 英語 | 会話 | 一般会話、コース会話、企画会話 | 76 |
| | 試験（受験） | TOEIC、TOEIC Speaking、OPIc、TEPS | 80 |
| | 一般 | 文法、リスニング、語彙、作文、読解 | 20 |
| | ビジネス | ビジネス | 14 |
| 中国語 | 会話 | 一般会話、コース会話 | 44 |
| | 試験（受験） | HSK、TSC | 21 |
| | ビジネス | ビジネス | 11 |
| 日本語 | 会話 | 一般会話、コース会話 | 34 |
| | 試験（受験） | JLPT、JPT | 24 |
| | 一般 | 文法 | 4 |
| | ビジネス | ビジネス | 4 |
| その他言語（15） | — | — | 73 |
| 合計 | | | 405 |

2019年のサイバー外国語コースの修了者は、英語 2,264人、中国語 733人、日本語 422人、ベトナム語・アラビア語などその他外国語 83人の計 3,502人となり、職員の約 40%が受講している状況から、職員の外国語学習への関心の高さが伺える。

語学学習講座の他にも、英語、中国語、日本語、韓国語の試験に関する詳細な受験情報ガイドページや、英語、中国語、日本語の 3言語に関して、無料で気軽に利用・学習できるコーナー（「知識+Plus」）も設けられている。

表 9 「知識+Plus」無料コンテンツ一覽（英語、中国語、日本語に対応）⁵⁵

| コンテンツ名 | 内容 |
|---------------|---|
| 発音の基礎講義 | 基礎の発音を学習できる |
| 緊急救助（긴급구조）119 | メールマガジン購読登録することにより、毎日ワンフレーズが配信される（解説付き） |
| いつでも MP 3 | 旅行会話の MP 3 音声を無料視聴 |
| 今日の一言 | ワンフレーズを毎日更新 |
| モーニングスタディ | 各国の文化の紹介ページ（※韓国語のみ） |

⁵⁴ 濟州特別自治道公務員専用オンライントレーニングセンター「コース案内」ページをもとに筆者作成。

⁵⁵ 「知識+Plus」コーナーをもとに筆者作成。

第3節 外国語能力の評価－地方公務員外国語能力評価大会－

最後に、外国語教育とは異なる方法で、公務員の外国語能力の向上に一役買っている取組を紹介する。

日本の全国知事会に相当する大韓民国市道知事協議会（GAOK）により開催されている「地方公務員外国語能力評価大会」は、地方公務員の外国語学習の動機づけと、競争力のある国際化人材発掘を目的に毎年開催されている。

2019年には13回目を迎えたこの大会は、地方自治体に所属する5級（管理職）以下の公務員⁵⁶が参加し、英語、日本語、中国語、ロシア語の4言語⁵⁷で争われる。1次予選（書類選考）、2次予選（学力試験）、3次本選（個人発表、グループディスカッション）の3段階にわたる審査を経て、各言語別に最優秀賞1名、優秀賞2名を選定する。

第13回大会では、1次選考に136の自治体から286名の応募があり、1次・2次予選を経て選抜された成績優秀者70名（英語25名、日本語20名、中国語20名、ロシア語5名）が3次本選大会に出場。本選における個人発表では「外国人に紹介したい韓国の文化」、「公務員になって良いこと」の2テーマから選択し、スピーチを行うとともに、グループディスカッションでは、行政に関する出題テーマ（「財産比例罰金制の導入をどのように考えるか」、「社会保障の強化のために税金を上げることに賛成か」、「インターネット実名制は必要なのか」の中から出題）について討論を行い、出場者はこれまでに磨き上げた語学力を存分に発揮し、熱戦を繰り広げた⁵⁸。

受賞者の中には、普段の業務においても、通訳や国際交流等外国語が必要な業務に携わっている人も多い一方で、税務課や生活福祉課といった、業務では外国語が必要とされない部署の人も名を連ねている。受賞者は、出身地域の地域紙のみならず、多くのメディアで取り上げられ、今までの努力を称賛される。

⁵⁶ 任期・任用方法によって一部制限あり。

⁵⁷ ロシア語は第13回大会（2019年）より新設。以前は英語、日本語、中国語の3言語で実施。

⁵⁸ 参考：大韓民国市道知事協議会ホームページ

<https://www.gaok.or.kr/gaok/bbs/B0000002/view.do?nttId=12016&menuNo=200020>

写真 第13回地方公務員外国語能力評価大会本選の様子（2019年11月9日）



（左：グループディスカッション、右：表彰式）〔出典：GAOK 提供〕

また各地域でも、市・道単位、さらにはその下の基礎自治体単位で、外国語スピーチ大会を開催する自治体も多い。済州特別自治道では、外国語の会話力の向上のために、既存の方式とは異なる、講演発表（TED）方式を取り入れたスピーチ大会を開催し、聴衆と外国語でコミュニケーションを取る能力や自然な進行能力なども加味した内容で評価を行うなど、国際的なマインドを持った人材育成に向けた新しい試みも行っている⁵⁹。他にも、外国語スピーチ大会で優秀な成績を残した職員に対して、海外研修への参加機会（選抜時の加算点等も含む）を与える自治体もあり、職員のモチベーションの向上と、有能な外国語人材の能力増進を図っている。

このように、多くの地方自治体では、①グローバル時代にふさわしい外国語学習の動機付け、②外国語能力・国際能力を持った人材の発掘と育成を主な目的として、外国語スピーチ大会を開催している。外国語スピーチ大会は、若手を中心とした多くの公務員が、所属部署に関係なく互いに切磋琢磨しながら、自身の外国語能力を競い、評価されることで、更なる躍進のために外国語能力を高めようとする学習意欲に刺激を与える機会として、重要な役割を果たしている。

⁵⁹ 参考 WEB ニュース記事：2019. 12. 4 ニュース済州
<https://www.newsjeju.com/news/articleView.html?idxno=22758>

おわりに

韓国における外国語教育への関心の高さには、世界で生き残るためにグローバル化を目指し国家政策として外国語教育を積極的に組み込んできた国家的背景と、国民自身が社会でよりよい地位を得るため、生き残るために必要不可欠なスペックとして外国語能力を求めてきた社会的背景があった。

そして、これらの背景により要求される外国語能力を取得するため、学校教育カリキュラムをはじめ、英語村や学院（学習塾）、留学等の学習を行う機会が十分に備えられてきた韓国では、多くの外国語能力を備えた人材が育ち、各分野で国内外問わず活躍している。

また、地方自治体における外国語教育も他の国に類を見ないほど充実している。単に学習機会を与えるのみではなく、実際の現場で求められる能力や公務員自身のレベルや興味・関心を踏まえ、常にニーズに即したカリキュラムへと改善を試みている点も評価できる。加えて外国語能力に対する評価も行うことで、更なる学習意欲の向上を図る等相乗効果も生み出している。

国際化に向け様々な取組を行っている日本において、外国語能力を備えた人材の育成は他国に比べ遅れているとされる。東京オリンピック・パラリンピックを控え、小学校3年生からの英語科目の導入等、外国語教育に対する意識が変化してきている今だからこそ、日本の地方自治体においても、公務員の外国語教育にも目を向けるべき時が来ているのではないだろうか。

【関係法令】

○地方公務員法【抜粋】

[施行 2020. 4. 1] 法律第 16775 号、2019. 12. 10 一部改正

第 1 条(目的)

この法は、地方自治体の公務員に適用する人事行政の根本基準を確立して地方自治行政の民主的かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

[全文改正 2008. 12. 31]

第 4 条(一般職公務員の階級区分等)

①一般職公務員は、1 級から 9 級までの階級に区分し、職群と職列別に分類する。〈改正 2010. 6. 8、2011. 5. 23、2012. 12. 11〉

②次の各号の公務員に対しては、大統領令で定めるところにより第 1 項による階級区分、職群及び職列の分類を適用しないことができる。〈改正 2012. 12. 11、2015. 5. 18〉

1. 特殊業務分野に従事する公務員
2. 研究・指導又は特殊技術職列公務員

③削除〈2010. 6. 8〉

④第 1 項及び第 2 項の規定による各階級の職務の種類別名称は、大統領令で定める。〈改正 2010. 6. 8〉

[全文改正 2008. 12. 31]

[題目改正 2012. 12. 11]

第 27 条(新規任用)

①公務員の新規任用は公開競争採用試験とする。〈改正 2011. 5. 23〉

②第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、経歴等受験要件を定め、同じ事由に該当する多数人を対象に競争の方法により任用する試験(以下「経歴競争任用試験」という。)で公務員を採用することができる。ただし、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 10 号のいずれかに該当する場合のうち多数人を対象に試験を実施することが適当ではなく、大統領令で定める場合には、多数人を対象としない試験で公務員を任命することができる。〈改正 2011. 5. 23、2012. 3. 21、2012. 12. 11、2013. 3. 23、2014. 11. 19、2015. 5. 18、2017. 7. 26、2018. 3. 20〉

(中略)

3. 任用予定職級及び職位のような職級及び役職での勤務経歴や任用予定職級及び職位に相当する勤務期間や研究の経歴が、大統領令で定める期間以上の人を任用する場合

(中略)

11. 外国語に堪能して国際的な素養と専門知識を持った人を任用する場合 (後略)

第 32 条(試験の実施)

- ① 6 級・7 級公務員及び第 4 条第 2 項第 1 号により階級区分及び職群・職列の分類が適用されない公務員の新規任用試験は、市・道単位で当該市・道人事委員会において実施する。ただし、農村振興事業に従事する研究及び指導職公務員に対する新規任用試験は、別に大統領令で定める機関で実施する。〈改正 2012. 12. 11〉
- ② 8 級公務員の新規任用試験と 6・7・8 級公務員への昇進試験、6・7・8・9 級公務員の転職試験は当該地方自治体の人事委員会で実施する。〈改正 2012. 12. 11〉
- ③ 5 級以上公務員の各種任用試験は、大統領令で定める機関で実施する。
- ④ 任用予定職と関連のある資格所持者の経歴競争任用試験は、第 3 項の規定にかかわらず、市・道人事委員会において実施される。〈改正 2011. 5. 23〉
- ⑤ 任用権者は、第 36 条及び第 39 条の規定による新規任用候補者又は昇進候補者がいない又は人事行政運営上特に必要であると認められる場合、その職位の新規任用又は昇進試験に相当する国又は他の地方自治体の試験に合格した者をその職位の新規任用及び昇進試験に合格した者とみなして任用することができる。
- ⑥ 市長・郡長・区長(自治区の区長のこと。以下同じ。)は、優秀な人材の確保又は試験管理上必要があると認める場合、第 2 項の規定にかかわらず、市・道人事委員会に試験の実施を委託することができる。

[全文改正 2008. 12. 31]

第 38 条(昇進)

- ① 階級間の昇進任用は、勤務成績評定、経歴評定その他の能力の実証に基づいて行う。ただし、1 級から 3 級までの公務員への昇進任用は能力と経歴等を考慮して任用し、5 級公務員への昇進任用は昇進試験を経るものとするが、必要であると認められる場合、大統領令で定めるところにより、人事委員会の議決を経て任用することができる。
- ② 6 級以下の公務員への昇進任用の場合、必要であると認められる場合、大統領令で定めるところにより、昇進試験を併用することができる。
- ③ 昇進に必要な階級別最低勤務年数、昇進の制限、その他昇進に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2008. 12. 31]

第 74 条(訓練)

- ① 全ての公務員及び試補公務員となる者は、担当職務と関連する学識・技術及び応用能力を培うために法令の定めるところにより訓練を受けなければならない。
- ② 教育部長官又は行政安全部長官は、公務員訓練に関する総合的な企画・調整及び監督を行う。〈改正 2013. 3. 23、2014. 11. 19、2017. 7. 26〉

③地方自治体の長と監督の職位にある公務員は、日常業務を通じて継続的に部下職員を訓練させる責任を負う。

④訓練成績は、人事管理に反映しなければならない。

[全文改正 2008. 12. 31]

第 75 条(訓練機関) 教育部、行政安全部及び地方自治体に公務員の訓練機関を置くことができる。〈改正 2013. 3. 23、2014. 11. 19、2017. 7. 26〉

[全文改正 2008. 12. 31]

○地方公務員任用令【抜粋】

[施行 2020. 5. 26.] 大統領令第 30696 号、2020. 5. 26 一部改正

第 1 条(適用範囲)

①「地方公務員法」(以下「法」という。)第 2 条に基づく地方自治団体の公務員(以下「公務員」という。)のうち経歴職公務員の任用については、他の法令に特別な規定がない場合、この令で定めるところによる。

(後略)

第 17 条(経歴競争任用試験等を通じた任用の要件)

①法第 27 条第 2 項により経歴競争任用試験等を通じて任用しようとする場合には、次の各号のいずれかに該当しなければならない。ただし、行政安全部長官は、業務の特殊性等を考慮して特別に認める場合には、一般任期制公務員の受験要件を別に定めることができる。〈改正 2009. 2. 6、2011. 8. 22、2012. 9. 21、2013. 3. 23、2013. 11. 20、2014. 11. 19、2017. 7. 26、2018. 3. 20、2019. 11. 5〉

(中略)

4. 法第 27 条第 2 項第 3 号により任用予定職級と同職級で勤務した経歴がある者を任用するときは、その職級で 2 年以上勤務した者でなければならず、任用予定職級に相応した勤務又は研究経歴がある者を任用しようとする場合には、任用予定職級と関連する職務分野でその職級に該当する勤務経歴又は研究経歴が 3 年以上の人として規則で定める任用予定階級に相当する経歴基準に相当する者でなければならない。

(中略)

10. 法第 27 条第 2 項第 11 号により外国語に堪能な人を任用するときは、任用予定階級を一般職 4 級以下に限る。

(後略)

第 21 条(経歴競争任用試験等合格の有効期間)

①経歴競争採用試験等合格の効力は、1年とする。ただし、多数人を対象にしていない試験合格の効力は6ヶ月とする。

②第1項の規定にかかわらず、法第27条第2項第10号に基づく経歴競争採用試験等合格の効力は、2年とし、「兵役法」による兵役服務をするために軍に入隊した場合の義務服務期間は含まない。

③第2項に該当する経歴競争採用試験等の合格者については、第11条、第12条、第13条第1項及び第14条を準用する。

[全文改正 2012. 6. 22]

第 32 条(昇進候補者名簿の作成)

①任用権者は、昇進任用に必要な要件を備えた5級以下の公務員に対しては、第31条の2から第31条の4までの規定による勤務成績評定点を70%とし、第31条の6による経歴評定点を30%とした割合により昇進候補者名簿を昇進予定職級別に作成する。ただし、任用権者は、機関及び職務の特性を反映して勤務成績評定点は20%の範囲で加算して調整することができ、また経歴評定点は20%の範囲で減らして調整することができる。調整した内容はその調整日から1年が過ぎた日から適用する。〈改正 2013. 11. 20、2019. 11. 5〉

②第1項の規定による昇進候補者名簿作成のための評定において公務員が、資格証があるか、島嶼・僻地など特殊な地域や交流職位等特定の職位、または社会福祉、災難安全等、行政安全部長官が定める特定の業務に勤務した経歴があるか、卓越した勤務実績がある場合には加点を与え、懲戒処分を受けた場合には減点することができる。〈改正 2009. 9. 21、2015. 11. 18、2017. 7. 26〉

(後略)

第 50 条(試験の合格決定)

(中略)

③6級以下公開競争新規任用試験の第一次試験及び第二次試験の合格者は、次の各号の区分により決定する。〈改正 2019. 6. 18、2019. 11. 5〉

1. 第一次試験の場合:各科目満点の40%以上得点した者のうち、選抜予定人数の5倍の範囲で総得点の高い者から順に合格者を決定する。ただし、7級公開競争新規任用試験の場合、「公務員任用試験令」別表3に定められた英語能力検定試験及び同令別表4に定められた韓国史能力検定試験で、それぞれ基準点数及び基準等級以上を取得した者で、英語科目と韓国史科目を除いた残りの科目で各科目の満点の40%以上得点した者のうち、選抜予定人数の5倍の範囲において、総得点の高い者から順に合格者を決定する。

(後略)

○地方公務員評定規則【抜粋】

[施行 2019. 1. 1] 行政安全部令第 59 号、2018. 5. 29 一部改正

第 1 条(目的)

この規則は、「地方公務員任用令」第 31 条の 2 から第 31 条の 4 まで、第 31 条の 6、第 31 条の 7 及び第 32 条並びに「地方研究職及び指導職公務員の任用等に関する規程」第 14 条、第 15 条、第 17 条から第 19 条までの規定による勤務成績評定・経歴評定及び昇進候補者名簿の作成に関する事項を規定することを目的とする。

第 2 条(適用範囲)

この規則は、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事又は特別自治道知事(以下「市・道知事」という。)及び市長・郡守又は区庁長(自治区の区長をいう。以下同じ。)所属の地方公務員(以下「公務員」という。)に適用する。

第 23 条(資格証等の加算点)

①任用権者は、5 級以下の公務員・研究者及び指導者が次の各号のいずれかに該当する資格証、履修証又は言語能力検定試験成績確認書(以下「資格証等」という。)を所持した場合には、令第 32 条第 2 項及び研究・指導職規程第 14 条第 2 項により加算点を与えることができる。

1. 「資格基本法」第 12 条による国家資格証及び同法第 23 条による公認資格証のうち、任用権者が担当職務と密接な関連があると認め指定する資格証
2. 外国で取得した資格証のうち任用権者が第 1 号による資格証と同一又は同等であると認める資格証等
3. 言語能力検定試験の成績確認書

②第 1 項に基づく加算点の付与基準、資格証等の種類及びその加算点は、当該地方自治体の規則で定める。この場合、資格証などに対する総加算点は 0.75 点を超えない。

③第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の資格証等を所持した場合については、加算点を与えることができない。

1. 地方公務員法第 27 条第 2 項第 2 号による資格証所持者で、令第 55 条第 1 項第 1 号により経歴競争任用試験の筆記試験を実施しないで任用された者の当該資格証
2. 令第 17 条第 1 項第 3 号後段に基づく地方自治体の人事規則で定めるところにより資格証の所持を義務付ける特殊職級の新規任用試験又は転職試験を受けて任用された者の当該資格証
3. 公務員として在職することにより試験科目の全部を免除され、又は自動的に取得した資格証等
4. 有効期限が切れた資格証等

- ④加算点を与えることができる資格等が2つ以上の場合には、そのうち加算点の高い1つに対してのみ加算点を与えることができる。
- ⑤第4項にかかわらず言語能力検定試験の成績確認書は他の資格証等と重複して加算点を与えることができる。ただし、言語能力検定試験の成績確認書が2つ以上の場合には、そのうち加算点の高い1つに対してのみ加算点を与えなければならない。
- ⑥任用権者は、加算点を与える基準や資格等の種類等を新設・変更・廃止する規則を制定・改正・廃止する場合には、事前にその内容を公開し、所属公務員の意見を収斂しなければならない。

○公務員人材開発法【抜粋】

[施行 2016. 1. 1] 法律第 13696 号、2015. 12. 29 一部改正

第1条(目的)

この法は、国家公務員を国民全体に対する奉仕者として公職価値が確立され、職務遂行の専門性と未来志向的能力を備えた人材として開発することを目的とする。

[全文改正 2015. 12. 29]

第2条(中央人材開発管掌機関)

国家公務員の人材開発に関する基本政策及び一般指針の樹立とその運営に必要な事務は、人事革新処長が管掌する。〈改正 2013. 3. 23、2014. 11. 19、2015. 12. 29〉

[全文改正 2010. 3. 12]

[題目改正 2015. 12. 29]

第3条(国家公務員人材開発院)

①人事革新処長に所属する国家公務員人材開発院を置き、院長は政務職とする。〈改正 2015. 12. 29〉

②国家公務員人材開発院は、次の各号の事務を管掌する。〈改正 2015. 12. 29〉

1. 次の各号のいずれかに該当する者に対する教育訓練

カ. 5級以上の公務員及び高位公務員団に属する公務員

ナ. 5級公開競争採用試験又は経歴競争採用試験に合格した採用候補者

タ. その他外国公務員等人事革新処長が必要と認める者

2. 次の各号の事項についての研究・開発・評価

カ. 公職価値・リーダーシップ等時代の変化に合わせた国家公務員の人物像定立

ナ. 公務員の能力開発のための教育課程

タ. 公務員の自己開発学習のための基盤整備

3. 国内外の公共・民間の教育訓練・研究機関等との交流・協力

③人事革新処長は、国家公務員人材開発院長に対し、他の公務員教育訓練機関等の教育運営に必要な事項を支援させることができる。〈改正 2013. 3. 23、2014. 11. 19、2015. 12. 29〉

④国家公務員人材開発院の組織、公務員の定員、その他必要な事項は大統領令で定める。

〈改正 2015. 12. 29〉

[全文改正 2010. 3. 12]

[題目改正 2015. 12. 29]

第 4 条(専門教育訓練機関等)

①特殊な職務を担当する公務員の教育訓練及び職務分野別の専門教育訓練を実施するために必要であると認められる場合には、大統領令で定めるところにより関係中央行政機関の長に所属して専門教育訓練機関を設置することができる。

②第 1 項及び「政府組織法」第 4 条にかかわらず、公務員教育訓練を効率的に運営するために必要である場合、大統領令で定める中央行政機関の長に所属し、2 つ以上の中央行政機関所属の公務員を教育・訓練する専門教育訓練機関(以下「統合教育訓練機関」という。)を設置することができる。

③専門教育訓練機関の長は、必要と認める場合には、第 1 項又は第 2 項の規定により教育訓練を行う中央行政機関所属の公務員以外の人を教育訓練することができる。〈改正 2015. 12. 29〉

④統合教育訓練機関の組織、公務員の定員、その他必要な事項は、大統領令で定める。

[全文改正 2010. 3. 12]

[題目改正 2015. 12. 29]

○地方公務員教育訓練法(略称:地方公務員教育法)【抜粋】

[施行 2017. 7. 26] 法律第 14839 号、2017. 7. 26 他法改正

第 1 条(目的)

この法は、教育訓練を通じて地方自治体に勤務する公務員に、住民に対する奉仕者として備えるべき望ましい公職倫理及び、職務を効率的に遂行できる技術と能力を涵養することを目的とする。

第 2 条(適用範囲)

この法は、「地方自治法」第 93 条による地方自治体の長及び「地方教育自治に関する法律」第 18 条による教育監所属の公務員(以下「地方公務員」という。)に適用する。

第 3 条(地方自治体の長の責務等)

①地方自治体の長(教育監を含む。以下同じ。)は、所属地方公務員の教育訓練のために必

要な施策を樹立・施行しなければならない。

②教育部長官及び行政安全部長官は、地方公務員に対する教育訓練の発展のために地方自治体及び地方公務員の教育訓練機関に必要な指導及び支援を行わなければならない。〈改正 2013. 3. 23、2014. 11. 19、2017. 7. 26〉

第4条(教育訓練の義務)

①全ての地方公務員は、勤務能率及び対民奉仕の質を向上するためにこの法律による教育訓練を誠実に受けなければならない。

②地方自治体の長は、所属地方公務員に大統領令で定めるところにより、教育訓練を受けるようにしなければならない。

第5条(教育訓練基本計画の策定)

①地方自治体の長は、所属地方公務員の体系的な能力開発のために5年単位の教育訓練基本計画を策定しなければならない。

②教育訓練基本計画には、次の各号に掲げる事項が含まれなければならない。

1. 教育訓練の目標
2. 中長期人材需要及び所属地方公務員の能力分析
3. 中長期教育訓練需要予測
4. 教育訓練の実施
5. 教育訓練機関の改善・発展
6. 教育訓練に関する中長期投資計画
7. その他教育訓練のために必要な事項

②地方自治体の長は、教育訓練基本計画に基づき、年度別施行計画を策定し、推進しなければならない。

第6条(自己開発計画の樹立)

①地方公務員は、大統領令で定めるところにより毎年自己開発計画を策定し、一定時間以上の教育訓練を受けなければならない。

②地方自治体の長は、所属地方公務員が自己開発計画に基づいて教育訓練機関と教育課程を選択し、教育訓練を受けられるよう支援しなければならない。

第7条(教育訓練責任官の任命)

地方自治体の長は、所属地方公務員に対する教育訓練施策の策定・推進を総括する教育訓練責任官を任命しなければならない。

第8条(教育訓練機関)

①特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事及び特別自治道知事(以下「市・道知事」とい

う。)所属の地方公務員と特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道(以下「市・道」という。)管轄区域の市・郡・自治区の市長・郡守・区庁長所属の地方公務員に対する教育訓練は、「地方自治法」第113条により市・道知事所属で設置した教育訓練機関(以下「地方公務員教育院」という。)で実施する<改正2013.8.6>

②地方公務員教育院を設置していない市・道の場合、当該市・道知事所属の地方公務員と当該市・道の管轄区域の市・郡・自治区の市長・郡守・区庁長所属の地方公務員に対する教育訓練は、他の市・道知事所属の地方公務員教育院で統合して実施する。<改正2013.8.6>

③第1項の規定にかかわらず、5級以上の地方公務員(5級昇進候補者を含む)に対する教育訓練のうち、大統領令で定める教育訓練は「公務員人材開発法」第4条第1項により行政安全部長官所属で設置した専門教育訓練機関で実施する。<改正2013.3.23、2014.11.19、2015.12.29、2017.7.26>

④第2項に基づく統合教育訓練の方法及び手続等について必要な事項は、大統領令で定めるところにより、関係市・道の条例で定める。<改正2013.8.6>

⑤教育監所属の地方公務員に対する教育訓練は、大統領令で定める教育訓練機関で実施する。

第12条(教育訓練計画の策定) 教育訓練機関の長は、第5条第3項による年度別施行計画により毎年当該教育訓練機関の教育訓練計画を策定しなければならない。

第13条(教科内容等に対する研究及び改善) 教育訓練機関の長は、教育訓練の成果を高めることができるよう、所属教授要員の資質向上及び教育方法の改善のために努力しなければならない。教科内容が実務的に応用されるのに適するよう研究・改善しなければならない。

○地方公務員教育訓練法施行令(略称:地方公務員教育法施行令)【抜粋】

[施行2019.5.21] 大統領令第29774号、2019.5.21一部改正

第1条(目的)

この令は、「地方公務員教育訓練法」において委任された事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条(教育訓練総括機関の義務)

①教育部長官及び行政安全部長官は、地方公務員教育訓練の改善・発展のために次の各号の業務を遂行しなければならない。<改正2013.3.23、2014.11.19、2017.7.26>

1. 調査及び研究

2. 地方自治体及び「地方公務員教育訓練法」(以下「法」という。)第8条に基づく教育

訓練機関(以下「教育訓練機関」という。)に対する教育訓練計画の策定・運営の指導及び支援

②行政安全部長官は、教育訓練機関の効果的な運営及び改善・発展のために「公務員人材開発法」第4条第2項及び「行政安全部とその所属機関職制」第2条第1項により設置された地方自治人材開発院(以下「地方自治人材開発院」という。)の院長として次の各号の業務を遂行させなければならない。〈改正 2013. 3. 23、2014. 11. 19、2016. 2. 3、2017. 7. 26〉

1. 地方公務員教育訓練制度と教育訓練技法の研究・開発
2. 教育訓練資料と教材の研究・開発
3. 教育訓練の支援
4. 教育訓練機関間の協調及び民間教育訓練機関との協力増進
5. その他、地方公務員教育訓練の改善・発展に関する事項

第3条(教育訓練施行計画の策定)

地方自治体の長(教育監を含む。以下同じ。)は、法第5条第3項の規定により毎年12月31日までに年度別施行計画を策定しなければならない。

第4条(教育訓練の区分)

教育訓練は、次の各号のとおり区分する。

1. 基本教育訓練:新規任用候補者、新規任用者、昇進候補者及び昇進した者に対し、公務員としての必要な能力と資質を培うための教育訓練
2. 専門教育訓練:公務員が担当している、又は担当する職務分野に必要な専門的な知識及び技術を習得できるようにするための教育訓練
3. その他教育訓練:第1号及び第2号の教育訓練に属しない教育訓練であつて所属機関の長の命、又は公務員が自ら行う職務関連学習及び研究活動

第5条(教育訓練の方法)

①教育訓練は、その目的を最も効率的に達成できる方法で実施しなければならない。

②第4条第1号に基づく基本教育訓練(以下「基本教育訓練」という。)は、教育訓練機関において実施する。ただし、教育部長官及び行政安全部長官が教育内容の適合性を認めた場合は、法第19条による委託教育訓練(以下「委託教育訓練」という。)又は法第20条による職場訓練(以下「職場訓練」という。)により実施することができる。〈改正 2013. 3. 23、2014. 11. 19、2017. 7. 26〉

③第4条第2号に基づく専門教育訓練(以下「専門教育訓練」という。)は、職場訓練により実施する。ただし、職場訓練として実施することが困難な場合は教育訓練機関で実施し、教育訓練機関でも実施することが困難な場合は委託教育訓練で行う。

④地方自治体の長は必要と認める場合には、中央行政機関及び他の地方自治体所属の教育訓練機関又は民間教育訓練機関で実施する教育訓練過程を所属公務員の専門教育訓練課程

に指定することができる。

第6条(自己開発計画の策定等)

- ①地方公務員は、法第6条第1項により部署長と協議して毎年自己開発計画を策定し、これを実践しなければならない。
- ②課長とこれに準ずる補助機関は、所属公務員の自己開発計画推進実績を積極的に管理しなければならない。
- ③教育訓練業務を総括する部署は、自己開発計画推進実績を定期的又は随時確認・点検し、教育支援体系の構築に努めなければならない。
- ④地方自治体の長は、課長とこれに準ずる補助機関に対して業務目標の設定及び目標達成度の評価をする場合には、行政自治部令で定めるところにより、その所属公務員の教育訓練履修時間達成度等に関する成果責任を付与し、その履行結果を評価に反映しなければならない。〈改正 2013. 3. 23、2014. 11. 19〉

【参考文献】

1 書籍・報告書

- 松本麻人「韓国における中等教育「平準化」政策の動揺」(国立教育研究所紀要第145集、2016)
- 金志英「韓国の高校平準化政策との関連から見る高校多様化」(東京大学大学院教育研究科紀要49、2009)
- 趙卿我「韓国における英語教育の新たな取り組み—その現状と課題—」(京都大学「教育方法の探索」、2011)
- 石川裕之「韓国における国家カリキュラムの革新とグローバル化」(「教育学研究」第2号、2014)
- 이금님「제 2 외국어 교육의 문제점과 발전 방안」(「외국어교육연구4」、2001)
- 李炫姪「韓国の外国語教育政策と早期留学—親の意識から現状を探る—」(「言語政策」第4号、2008)
- 常盤木裕一「韓国の教育事情と留学事業」(独立行政法人日本学生支援機構ウェブマガジン Vol. 42、2014)
- 李修京他「韓国の早期英語教育考察: 江南区の学力と高級教育」(東京学芸大学紀要、2010)
- 田保顕「韓国における英語熱と教育の平準化」(近畿大学教養・外国語教育センター紀要外国語編5(2)、2014)
- 「韓国の教育自治」(財団法人自治体国際化協会 CLAIR REPORT No. 254、2004)
- 이은혜「외국어, 적절한 취업스펙인가?」(「KRIVET Issue Brief」第59号、2014)

- 「地方公務員制度改善研究」〔(社)韓国地方自治協会、2018〕

2 計画・統計資料等

- 韓国教育開発院「教育統計年報」

E-国指標 (E-나라 지표)

http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=1534

- 大元外国語高校「2019年度教育計画」
- ソウル国際高校「2019年度教育計画」
- 教育部「2019年度国外高等教育機関韓国人留学生統計」
- 統計庁「2018年小中高教育費調査」
- 韓国産業人力公団「海外就職総合統計」
- 済州特別自治道人材開発院「2020年度教育訓練計画」
- 忠清南道公務員教育院「2020年度教育訓練基本計画」
- ソウル特別市人材開発院「2019年度職場外国語運営計画」
- ソウル特別市人材開発院「2019年電話外国語学習コース運営計画」

3 WEB サイト

- 国際交流基金ホームページ「日本語教育国・地域別情報」韓国
<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/area/country/2017/korea.html>
- 教育部・韓国教育開発院ホームページ
<https://www.afterschool.go.kr/info/infomation.do>
- 教育部・韓国教育開発院「高校入学情報ポータルサイト」
<http://www.hischool.go.kr/entrance/102.jsp?menu=1&submenu=1#>
- 済州特別自治道人材開発院 教育運営サイト「나라배움터」
<http://logodi.nhi.go.kr/>
- 大韓民国市道知事協議会ホームページ
<https://www.gaok.or.kr/gaok/main/main.do>
- 済州特別自治道公務員専用オンライントレーニングセンター
<http://lms.darakwon.co.kr/edujeju>

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長補佐 大沢 美帆

【監修】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長 八木 寿史

〃

上席調査役 信夫 秀紀